

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成22年那智勝浦町議会第2回定例会)

平成22年6月9日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	報告第2号 専決処分(和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について)した事件の承認について	6
日程第5	報告第3号 専決処分(那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例)した事件の承認について	7
日程第6	報告第4号 専決処分(那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	11
日程第7	報告第5号 専決処分(平成21年度那智勝浦町一般会計補正予算(第10号))した事件の承認について	12
日程第8	報告第6号 専決処分(平成21年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第5号))した事件の承認について	28
日程第9	報告第7号 専決処分(平成21年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算(第1号))した事件の承認について	30
日程第10	報告第8号 専決処分(平成21年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算(第1号))した事件の承認について	32
日程第11	報告第9号 専決処分(平成21年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第4号))した事件の承認について	33
日程第12	報告第10号 専決処分(平成21年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計補正予算(第1号))した事件の承認について	36
日程第13	報告第11号 平成21年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	37
日程第14	議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	38
日程第15	議案第35号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	39
日程第16	議案第36号 那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例	40
日程第17	議案第37号 平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算(第1号)	42
日程第18	議案第38号 平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算(第1号)	61

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	左 近 誠	2番	蛭 川 勝 彦
3番	中 岩 和 子	4番	森 本 曦 夫
5番	田 中 幸 子	6番	湊 谷 幸 三
7番	小 谷 一 郎	8番	太 田 干 士
9番	橋 本 謙 二	10番	引 地 稔 治
11番	曾 根 和 仁	12番	東 信 介
13番	田 中 植	14番	山 縣 弘 明

3. 会議録署名議員の氏名

10番	引 地 稔 治	11番	曾 根 和 仁
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(16名)

町 長	寺 本 眞 一	副 町 長	植 地 篤 延
教 育 長	笠 松 昭 紀	消 防 長	東 正 通
参 事 (総務課長)	潮 崎 有 功	会 計 管 理 者	岡 崎 順 子
病 院 事 務 長	西 田 秀 也	税 務 課 長	濱 口 博 之
住 民 課 長	寺 本 資 久	福 祉 課 長	福 居 和 之
観 光 産 業 課 長	瀧 本 雄 之	建 設 課 長	塩 地 勇 夫
水 道 課 長	田 原 忠 幸	教 育 次 長	小 玉 常 夫
総 務 課 副 課 長	城 本 和 男	総 務 課 企 画 員	畑 中 卓 也

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

事 務 局 長	藪 本 活 英
事 務 局 副 主 査	加 味 根 涼
事 務 局 主 事	西 剛 志

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番森本曦夫議長席に着く〕

○議長（森本昇夫君） おはようございます。紀南新聞社、熊野新聞社より議場での写真撮影許可の申し出がありました。本件については、議長はこれを許可しましたので、報告いたします。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないように、また傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開会

○議長（森本昇夫君） ただいまから平成22年第2回那智勝浦町議会定例会を開会します。

会議の前に、4月1日付で行われました職員異動について総務課長から報告させます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） おはようございます。

4月1日付で人事異動がございましたので、異動のありました番外席職員の紹介をさせていただきます。議員席から向かって左側から紹介させていただきます。

教育次長小玉常夫、事務局の関係でございますが、議会事務局長藪本活英、総務課企画員畑中卓也、総務課副課長城本和男、最後になりましたが、総務課長の潮崎です。どうかよろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時03分 開議

○議長（森本昇夫君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森本昇夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

10番引地稔治君、11番曾根和仁君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（森本昇夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

9番橋本君。

○議会運営委員長（橋本謙二君） 平成22年那智勝浦町議会第2回定例会の日程等について、去る6月4日に議会運営委員会を開きまして協議いたしました。その結果を御報告いたします。

議事日程を御参照ください。

〔議事予定表朗読〕

会期は、本日9日から17日までの9日間の予定であります。

本会議4日、委員会3日、純休会2日でございます。

付議される事件は、専決処分の報告9件、平成21年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費の報告でございます、計算書についての報告1件でございます。議案6件の16件であります。

なお、追加議案2件が予定されております。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から6月17日までの9日間にしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、会期は本日から6月17日までの9日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（森本昇夫君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 皆さん、おはようございます。

本日、第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

諸報告を申し上げる前に先立ちまして、先月30日に御逝去されました故中村詔二郎元町長に対し、心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、那智勝浦町は、健やかで優しいまちづくりの実現のため、そして町民の健康の維持と増進のため、保健・医療の充実を図っているところであります。これまで本町では、長期総合計画におきまして施策の現状と課題を分析し、方向性を示してきましたが、今定例会におきまして、医療行政全般にわたる基本構想を策定するための予算をお願いしております。

今回、医療、福祉、人口動態等あらゆる角度からさまざまな資料を収集し、議員の皆様並びに町民の皆様にお示ししたいと、議論を積み上げて基礎的な資料を作成したいと考えております。これからの那智勝浦町の医療と保健、そして過疎化も踏まえた町のあり方を総合的に整理し、どういう形での医療が必要であるのか、福祉が必要であるのか、保健が必要であるのか、それらがどのように連携していく必要があるのかを明らかにしていきたいと存じます。町民の健康を第一に考え、安心して生活できるようなまちづくりのための指針をつくっていききたいと考えております。

次に、那智勝浦町土地開発公社清算終了について報告させていただきます。

町土地開発公社は、平成21年11月30日開催の理事会におきまして公社の解散について決定をいたしました。また、平成21年12月9日の町議会定例会において公社解散の議決をいただき、平成22年1月27日和歌山県知事の認可を受け、解散となりました。解散の決算報告については、既に第1回定例会で報告させていただいております。その後、公社解散及び清算人就任登

記を行った後、登記完了届け出提出及び民法第79条の規定により債務債権の申し出を平成22年3月2日から平成22年5月2日までの2カ月間、官報及び町広報紙にて公告を行いましたが、この期間におきまして債務債権の申し出はございませんでした。財産処分につきましては、公社定款第26条第2項に、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは那智勝浦町に帰属させるとあります。これに基づきまして、残余財産処分報告書のとおり、出資金500万円、剰余金準備金610万3,444円を合わせました1,110万3,444円を、定期預金と普通預金を解約の上、那智勝浦町に帰属いたしました。

以上で那智勝浦町土地開発公社清算終了についての御報告とさせていただきます。

次に、那智駅前建設が始まりました道の駅「なち」は、国が簡易パーキングとして駐車場とトイレ施設を整備します。本町は、那智駅交流センターを中心に、農産物販売所の移転と世界遺産の情報センターの設置を考えております。那智山への玄関口に位置する道の駅を世界遺産情報センターとして、また熊野なちを気軽に体感できる施設として運用したいと考えております。熊野那智参詣曼茶羅絵図の絵解きや那智山や大門坂、熊野古道を紹介する映像により、世界遺産の情報発信を予定しております。

なお、道の駅の登録を8月に行い、年内に完成の予定であります。

次に、学校教育関係では、国や県から学校施設の耐震化が強く指導されている今日、当町においても、勝浦小学校を初めとして耐震化に取り組んでいるところであり、今後とも公共の建物に関しては、諸般の事情をにらみつつ、早急に耐震性をクリアしてまいらなければならないところであります。昨年度に実施した宇久井中学校及び那智中学校屋内運動場の耐震診断結果を受け、今回この2施設の耐震補強工事の実施、さらに老朽化に伴う改修工事も実施したく、大規模改修事業として、設計監理委託料及び工事費を合わせ1億2,536万円を補正予算としてお願いしております。

なお、議員の皆様と竣工のお祝いをさせていただきました勝浦小学校につきましては、おかげさまをもちまして、子供たちの新しい生活が新校舎で始まっているところでございます。

また、勝浦漁港第2売り場も、多くのマグロが連日並び、活況を呈していることを御報告させていただきます。

観光産業の関係でうれしい報告をさせていただきます。毎年本町でキャンプを実施しております大阪学院大学硬式野球部が、関西六大学野球春季リーグにおいて優勝されました。また、今春体育文化会館において合宿された近畿大学卓球部が、関西学生選手権におきまして、団体戦、ダブルス、シングルス、すべてにおいて男女ともに優勝されました。当地においてキャンプに励まれた方々の活躍はまことにうれしく思います。さらなる合宿等の誘致に努めていきたいと思っております。

入湯税の10%以内の額を原資として観光振興目的の事業を行う団体等に対し補助金を交付する那智勝浦町公募事業につきましては、5月31日で募集を締め切ったところ、10団体から12事業の応募がありました。今後審査会を開催し、採択事業を決定することになっております。

次に、会議に付すべき事件について御報告をいたします。

今議会に提案いたしております議件は16件でございます。その内容は、専決処分の報告9件、繰越計算書の報告1件、条例の改正2件、条例の制定1件、補正予算2件、委員の選任1件となっております。

その概要について御説明を申し上げます。

まず、報告第2号は組合規約の変更について、報告第3号、第4号は条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第5号から報告第10号までは、補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、事業費の確定による増減が主なものとなっております。

報告第11号は、一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についての報告であります。

議案第34号、第35号は、条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第36号は、条例の制定をお願いするものであります。

議案第37号は、平成22年度一般会計補正予算（第1号）、議案第38号は、平成22年度簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）であります。

議案第37号一般会計補正予算の主なものといたしましては、医療行政全般にわたる基本構想策定、道の駅における世界遺産情報センター整備事業、日本脳炎の予防接種委託、県の移住・交流推進支援事業助成金を受けて実施する色川地域における百姓養成塾に対する補助、宇久井中学校と那智中学校の屋内運動場の大規模改修事業などの補正で、歳入歳出それぞれ1億6,307万円を追加し、予算総額を66億5,307万円とするものであります。

議案第38号の簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）は、宇久井簡易水道の膜モジュール薬品洗浄作業委託の補正についてお願い申し上げるものであります。

議案第39号につきましては、固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めめるものであります。

以上が本議会に提案いたしました16件の概要であります。その詳細については担当課長より説明いたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

なお、追加議案を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明といたします。

○議長（森本昇夫君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第2号 専決処分（和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について）した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第4、報告第2号専決処分（和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） よろしくお願いたします。

報告第2号専決処分（和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成22年4月1日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

和歌山県市町村総合事務組合規約（昭和34年規約第1号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、和歌山県市町村総合事務組合に紀の海広域施設組合を加入させるため、規約の改正をお願いするものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成22年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第2号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 報告第3号 専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第5、報告第3号専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 報告第3号専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成22年3月31日、専決処分いたしております。

今回の改正につきましては、地方税等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されております。これを受けまして、那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例も同日付で専決処分させていただいたものでございます。

次のページ以降、改正する条例を記載しておりますが、今回の改正の概要につきまして、この専決処分書の次に関係資料を配付させていただいております。そちらのほうで説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

資料の1ページをお願いいたします。

第1条那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正を記載しておりますが、改正事項が多くございますので、重立ったものについて御説明させていただきます。

資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。

1ページの2つ目の枠内をお願いいたします。第31条は、均等割の税率について定めたもので、地方税法の法人町民税に係る規定の改正に伴い、該当号の変更と法人の清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行するため、該当条文を削除するものでございます。

その下の、次の第32条は、個人均等割の税率の軽減について定めたもので、地方税法の改正に伴い不要となったため、削除するものでございます。

1つ飛びまして、3ページをお願いいたします。3ページの下枠内でございます。

第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について、第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について定めたもので、いずれも子ども手当の創設による扶養控除の見直しに伴い、給与支払い報告書及び公的年金等支払報告書に引き続き町民税の課税に必要な扶養人数等を記載するよう、記載事項及び様式等について定めるものでございます。

次の第44条は、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収について定めたもので、第3項において、65歳未満の公的年金等に係る所得がある給与所得者については、公的年金等に係る所得割額を給与から特別徴収できるよう改め、新たに第4項として、65歳以上の年金受給者については、改正前と同様に、公的年金等に係る所得については公的年金等から特別徴収するよう定めるものでございます。

次の5ページをお願いいたします。

上から4つ目の枠内でございますが、第95条は、たばこの税率について定めたもので、税率を1,000本につき「3,298円」から「4,618円」に改めるものでございます。

なお、施行日は平成22年10月1日となっております。

次の6ページをお願いいたします。

上の枠内でございますが、附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例について定めたもので、紙巻きたばこ三級品、申しわけございません、ちょっと字の欠落がございまして、「三級品」の「三」の前に「新旧」、新しい、古いの「旧」という字を追加をお願いいたします。正



確には「紙巻きたばこ旧三級品」でございます。なお、旧三級品と申しますのは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットの6品目でございます。それにつきましては、税率を1,000本につき「1,564円」から「2,190円」に改めるものでございます。

施行日は、同じく平成22年10月1日でございます。

次の7ページをお願いいたします。

1つ目の枠内でございますが、附則第19条の3は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例について定めるもので、今年度の租税特別措置法の改正により、所得税と同様個人の町民税も、平成24年から26年の3年間、各年100万円を限度とする非課税口座を開設した場合、非課税口座内の上場株式等の譲渡所得及び配当所得については、最長10年間それぞれ非課税となることに伴い、非課税口座内の上場株式等の譲渡をした場合には、非課税口座内以外の上場株式等の譲渡した場合と所得の計算を分けるよう定め、また非課税口座から他の口座への移管等、非課税口座内上場株式等の払い出しがあった場合には、同一銘柄の上場株式等の取得があったものとみなして計算する特例を定めるものでございます。

施行日は、平成25年1月1日となっております。

8ページをお願いいたします。

上から5行目でございますが、第2条那智勝浦町税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第15号）の一部を次のように改正する。

2つ目の枠内でございますが、平成20年条例第15号で改正した税条例の一部を改正する条例のうち、附則第2条第4項は、公的年金等に係る所得に係る個人の住民税の特別徴収の規定の適用の経過措置について定めたもので、特別徴収を実施するためにはシステムの改修が必要となっておりますが、本町では今年度において電算システムの入替えが予定されており、システム改修費の節減を図るため、さらに1年延期をして、平成23年度以後に規定を適用するよう改めるものでございます。

以下、附則としまして、第1条で施行期日を、第2条で町民税に関する経過措置を、第3条で固定資産税に関する経過措置を、第4条でたばこ税に関する経過措置を定めております。

なお、第3条におきましては、固定資産税の第1期の納期を5月18日から6月1日までとさせていただきます。

以上でございます。御承認のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

2番 蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） お伺いいたします。

3ページ、子ども手当の創設によって扶養控除の見直しがあるということなんですけども、これこのように理解してよろしいでしょうか。子ども手当分については課税されるということでしょうか。

それから、たばこ税の税率が変更になりましたけれども、これによる那智勝浦町の税収増はどれぐらいになるのでしょうか。

その2点、よろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） お答えいたします。

まず、一番最初の子ども手当の関係でございますが、これにつきましては、子ども手当が創設されたことに伴いまして、16歳未満の者につきましては、その扶養控除につきましてなくなるといってございます。それは所得税も同じでございます。ただ、なくなりますと、今まで給与報告書等に扶養者の名前を書くようになっておりました。また、人数もそれがわかるようになっておりました。それを使いまして、住民税のほうは、非課税の限度額につきまして、その人数を用いて計算するようになっております。今の条例のままですと、それが、人数が把握できないため、非課税の限度額の計算ができなくなります。それを排除するために、その給与支払い報告書とか年金支払い報告書に今までどおりその名前とか人数を書いていただくように改正をするものでございます。

それから、たばこ税の値上げの税収見込みなんですけども、単純に計算しますと、約40%値上げになります。10月1日からの値上げということで、その分が5カ月分でございます。それ以前は今までと同じなので、単純に計算しますと17%ほどの増が見込めることとなります。

ただ、国のほうもかなりその見通しについてはいろいろ論議がございまして、現実には値上げ前の買いだめや、それから恐らくかなり高くなりますので、たばこ1個が410円とか420円とか言っておりますので、禁煙者の増加がかなり予想されるところでございます。そういうことで、値上げによってどれぐらい実際に増額になるかっていうのは、かなり厳しいと見込んでおります。恐らく前年度よりも予算的には下回るのではなかろうかと思っております。ただいまのところ、そのぐらいしかお答えできません。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第3号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第4号 専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第6、報告第4号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 報告第4号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成22年3月31日付で専決処分をいたしております。

この条例改正につきましても、地方税法等の一部を改正する法律が3月24日国会を通過しまして、31日に公布されたことに伴いまして、本町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、本年4月1日からの施行となっております。

次のページをお願いします。

那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町国民健康保険税条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中の改正につきましては、医療分に係る課税限度額を「47万円」から「50万円」に、また同条第3項中の改正につきましては、後期高齢者支援金等課税限度額を「12万円」から「13万円」とするものでございます。

第24条は、国民健康保険税の減額を規定しているもので、納税義務者の所得層に応じて課する国民健康保険税の軽減により得た額の限度額を同様に「47万円」から「50万円」に、また「12万円」から「13万円」に改め、同条第1号、本文中にございます同条第1号中、第2号中及び同条第3号中の改正につきましては、条項及び規定表現の改正でございます。

中ほどにございます第24条の次に次の1条を加えるのところでございます。

この24条の次に加えました24条の2は、倒産とか解雇等の事業主の都合により離職した非自発的失業者の国民健康保険税の軽減を図るための特例を規定したもので、失業した日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30として算定するものでございます。

次の25条の次に加えた第25条の2ですが、これは非自発的失業者であることを証する申告書類、及びまた提出に關しての規定したものでございます。

次の最後のページの附則第3項中から附則第15項中とございます。この間につきまして規定している条項及び法律名称を改めるものでございます。

新たに加えました附則第16項とございます。これは、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴いまして、被用者保険の被扶養者から国保被保険者となった者

につきましては、それまで保険料を賦課されていなかったことにかんがみまして、資格取得から2年間保険税の軽減措置を行っておりましたが、これを当分の間継続することを規定したものでございます。

附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行し、附則第14項及び第15項の改正規定につきましては、平成22年6月1日から施行するものでございます。

また、改正後の規定は平成22年度以後の国保税に適用し、平成21年度分までの国保税につきましては従前どおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第4号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第5号 専決処分（平成21年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10号））

した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第7、報告第5号専決処分（平成21年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10号））した事件の承認について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 報告第5号専決処分（平成21年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成22年3月31日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成21年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,834万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億7,020万9,000円とするものです。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入の款1町税から、4ページお願いします、款21の町債まで、歳入合計で、補正前の額は73億1,855万1,000円、補正額2億4,834万2,000円減額、計70億7,020万9,000円となっております。

5ページをお願いいたします。

歳出ですが、款1の議会費から、次のページ、款13の予備費まで、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

7ページをお願いいたします。

第2表地方債補正です。起債の目的欄、辺地対策事業から消防防災施設整備事業まで、借入限度額の確定により補正をお願いしております。

8ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書の1総括、歳入です。款1の町税から款21の町債まで、歳入合計で、補正前の額73億1,855万1,000円、補正額は、減額の2億4,834万2,000円、計70億7,020万9,000円となっております。

9ページです。

歳出です。款1議会費から款13の予備費まで、歳出合計の補正額は2億4,834万2,000円の減額、その補正額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金5,489万5,000円の減額、地方債で290万円の減額、その他特定財源で294万6,000円の減額、一般財源で1億8,760万1,000円の減額となっております。

11ページをお願いいたします。

款2地方譲与税から、16ページお願いします、款12分担金及負担金まで、それぞれ額の確定及び事業の確定により補正をお願いしております。

1ページ戻っていただきまして、そのうち15ページ、款10地方交付税ですが、補正額7,939万2,000円で、計27億8,645万3,000円となっております。

その内訳といたしまして、普通交付税で23億8,601万8,000円、特別交付税で4億43万5,000円となっております。

平成20年度と比較いたしまして1億9,602万3,000円、率にいたしまして9%の増となっております。

18ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1電波遮へい対策事業補助金及び目4の消防費国庫補助金、節2木造住宅耐震改修事業費補助金から節4緊急避難施設整備事業費補助金の減額につきましては、事業の確定により調整を行っております。

20ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節3電波遮へい対策事業費補助金242万5,000円の減額につきましても、事業の確定により調整を行っております。節6県移譲事務市町村交付金につきましても、平成22年4月から市町村への権限移譲に係る初年度準備金として交付されたものでございます。

23ページをお願いいたします。

款15県支出金、目5消防費補助金、節2木造住宅耐震改修事業費補助金60万円の減額、節3木造住宅耐震補強設計事業費補助金6万6,000円の減額につきましても、事業費の確定により調整を行っております。

24ページをお願いいたします。

款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入につきましても、汐入橋建設に伴う町有地売却分2件が主なものとなっております。

次に、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましても、2億円の戻し入れをしております。

目2減債基金繰入金は、5,000万円の戻し入れを行うことができました。

次の25ページです。

款21町債につきましても、事業の確定により減額させていただいております。

26ページをお願いいたします。

3歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましても、町長、副町長不在による不用額の減額が主なものとなっております。節9旅費、説明欄、特別旅費の60万円の減額につきましても、議会随行分の減によるものでございます。節19負担金補助及交付金、退手組合特別退職負担金の増額につきましても、勸奨退職者届け出以後に2名の退職者が出たことによるものでございます。

次のページですが、目3財産管理費につきましても、実績に基づき、グリーンピア関係経費を調整させていただいたものでございます。

目6電子計算費、節13委託料の電子計算機保守点検委託121万4,000円の減額につきましても、電算システム入れかえに伴いまして、電算機器の保守点検の打ち切りを行ったものでございます。

次の目7企画費、節13委託料、設計監理業務委託、節15の工事請負費、携帯電話等エリア整備事業、1つ飛びまして、節18備品購入費、携帯電話鉄塔用備品の減額につきましても、小匠及び田垣内地内における携帯電話等のエリア整備事業費確定による減額でございますが、これにつきましても、鋼管柱、柱ですね、鋼管柱からコンクリート柱への設計を変更いたしまして、高さにおきましても20メートルから15メートルに変更したことによるものでございます。節17公有財産購入費につきましても、この鉄塔の建設用地が区から無償で借りられることになったことによるものでございます。

目12定額給付金支給費566万5,000円につきましても、定額給付金の給付事業及び事務費補助金が概算交付であったために、21年度精算によりまして国庫支出金を返納するものでござい

す。

37ページをお願いします。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費373万4,000円の減額のうち節15工事請負費の減額につきましては、緊急避難施設下里天満地区津波避難タワーの完成によります事業費の確定によるものでございます。節19負担金補助及交付金、説明欄、木造住宅耐震改修事業補助金138万3,000円の減額、それと平成21年度から開始いたしました木造住宅耐震補強設計補助金の26万4,000円の減額、これにつきましては、当初3戸の予算を計上してございましたけれども、実績といたしまして1戸分の実施にとどまったためであります。

38ページをお願いします。

款11公債費、項1公債費、目2利子679万4,000円の減額につきましては、財政融資で、予算見積もり時に利率が3%でございましたけれども、1.2%から1.8%の確定により変更したものでございます。

39ページです。款13予備費の減額につきましては、台風18号の被害による町道及び林道の復旧に199万5,000円の流用済みでありまして、その不用額を減額するものでございます。

40ページには、補正予算に係る給与費の明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 総務課企画員畑中君。

○総務課企画員（畑中卓也君） 選挙関係について御説明いたします。

歳入の23ページをお願いいたします。

23ページの下段、款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節2衆議院議員選挙費委託金285万5,000円の減額補正につきましては、平成21年8月18日公示、8月30日に執行された第45回衆議院議員総選挙において和歌山県から交付される執行経費の精算確定によるもので、受入金額は1,314万5,000円となるものであります。よって、23ページにあります総務費委託金、県支出金関係は、統計調査費委託金と合わせ1,536万円となります。

次に、歳出の28ページをお願いいたします。

選挙関係では、2件の選挙に対する減額補正をお願いするものです。

まず、本年1月12日告示、1月17日に執行いたしました町長選挙です。款2総務費、項4選挙費、目2町長選挙費363万2,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算額は1,479万円となります。減額に至った主な要因は、選挙事務の効率化を推進する中で、特に開票事務については作業の能率化により時間の短縮が図られ、結果人件費の抑制につながり、減額に至ったものです。

2件目につきましては、目3衆議院議員選挙費285万5,000円の減額で、補正後の額は1,314万5,000円となり、これは歳入で御説明いたしました衆議院議員選挙費委託金の精算確定額と同額とさせていただいたものです。

選挙費については以上です。どうかよろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。歳入の款1町税、項1町民税につきましては、個人と法人を合わせて1,488万1,000円を増額いたしまして、計5億8,188万2,000円とさせていただいたものでございます。

内訳につきましては、個人の現年度課税分で600万円、滞納繰越分で232万6,000円を、法人の現年度課税分で590万円、滞納繰越分で65万5,000円を増額するものでございます。増額の主な要因は、個人の現年度課税分では、退職所得分の増等によるもので、法人の現年度課税分は、不況の影響を考慮し、前年度当初より約10%減額して予算を計上しておりましたが、見込みほど減少しなかったことによるものでございます。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税でございますが、現年度分で1,300万円を増額し、滞納繰越分で900万9,000円を減額し、計8億4,124万1,000円とさせていただいたものでございます。

現年度分の増加の主な要因は、当初予算算定時よりも評価がえによる家屋の減収見込みが少なかったこと等によるものでございます。また、滞納繰越分につきましては、不況が一番大きな要因と考えております。

次に、項3の軽自動車税でございますが、滞納繰越分で決算見込みに基づき11万2,000円を増額し、計3,997万2,000円とさせていただいております。

11ページをお願いいたします。

その下、項4町たばこ税につきましては、決算見込みに基づき455万7,000円を減額して、計1億164万3,000円とさせていただいております。

減額の主な要因は、当初予算策定時、たばこの消費本数を約3,260万本と見込んでおりましたが、近年の禁煙の高まりや不況の影響により、約3,116万本の消費本数であったことによるものでございます。

次に、項6の入湯税でございますが、1,414万3,000円を減額して、計9,305万7,000円とさせていただいております。入湯税につきましても、世界的な不況、新型インフルエンザの影響から、当初の見込みより宿泊客が約9万5,000人の減となっていることによるものでございます。

24ページをお願いいたします。24ページの一番下の段でございます。

款20諸収入、項1延滞金加算金及過料、目1延滞金につきましては、決算見込みに基づき134万6,000円増額して、計154万6,000円とさせていただいております。

次に、27ページをお願いいたします。

歳出でございます。

一番下の段ですが、款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費を296万8,000円減額させていただいております。

内訳は、節7賃金で189万8,000円減額させていただいております。これにつきましては、当



初徴収嘱託員2名分を計上しておりましたが、1名が21年3月末で退職し、その後不補充で運用したことによるものでございます。次の節8報償費107万円の減額につきましては、前納報奨金に係るものでございまして、決算見込みに基づき減額させていただいております。

ちなみに、平成22年度におきましては、町民税で1,253件、183万7,700円、固定資産税で5,086件、909万2,100円、合計で6,339件、1,092万9,800円の前納報奨金を交付させていただいております。

税務課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 住民課の関係について御説明申し上げます。

16ページをお願いします。

下段の款13使用料及手数料、目2衛生手数料、補正額279万8,000円の減額につきましては、節3で廃棄物処理手数料で、クリーンセンターへ直接持ち込まれるごみに係る手数料及び指定ごみ袋販売手数料が減少したことによるものでございます。

次、18ページをお願いします。

中ほど、これは款14国庫支出金、目3の衛生費国庫補助金、節1循環型社会形成推進交付金8万5,000円の減額につきましては、平成21年度合併浄化槽設置基数68基に対する国3分の1の補助金が確定したことによるものでございます。

次の19ページをお願いします。

項3の委託金、目2民生費委託金、補正額19万3,000円の減額につきましては、節2国民年金費事務委託金で、事務費交付金の確定によるものでございます。

款15県支出金、目2民生費負担金で、次の20ページをお願いします。節9後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金278万7,000円の減額につきましては、後期高齢者医療保険料に係る低所得者への軽減分に係る県負担金の交付決定によるものでございます。

次の項2県補助金、目2民生費補助金で、次の21ページの中ほど以下、節10老人医療費補助金から下段の節13乳幼児医療費補助金まで、これにつきましては補助金の交付決定及び過年度収入の受け入れによりまして、それぞれ増減補正を行ったものでございます。

22ページをお願いします。

目3衛生費補助金、節1浄化槽設置整備事業費補助金8万5,000円の減額につきましては、国庫補助金同様、平成21年度合併処理浄化槽設置基数68基に対する県3分の1の補助金が確定したことによるものでございます。

次に、25ページをお願いします。

款20諸収入、目1雑入、節1雑入で、住民課の関係は、説明欄2行目のリサイクル用金属等売り払い302万円の減額で、資源化处理業者により分別したアルミ、鉄あるいはペットボトルとか古紙類等についての価格変動によりまして、当初予定しておりました金額よりは減少したものでございます。

次に、28ページをお願いします。

歳出です。上段、款2総務費、目1戸籍住民基本台帳費、補正額95万2,000円の減額につきましては、節7賃金、説明欄記載の臨時雇い賃金で、育児休業2名をございましたが、そのうち昨年11月復帰となった1名に対しまして、10月までの7カ月間の臨時雇用を予定しておりましたが、それを現職員でカバーしたことによりまして雇用しなかったことから不用額が生じたもので、減額したものでございます。

次の29ページで、款3民生費、目1社会福祉総務費、節28繰出金、説明欄記載の国民健康保険事業費特別会計への繰出金2,444万5,000円の減額につきましては、国保特別会計におけます出納閉鎖間際までの現年度分の国保税を除いた収支の概算によりまして、また次の後期高齢者医療事業費特別会計の繰出金660万6,000円の減額につきましても、特別会計におけます収支の概算によりまして、それぞれ繰出金を減額補正させていただいたものでございます。

次の目2国民年金事務費につきましては、歳入にございました国庫委託金の確定によります財源内訳の変更でございます。

次に、30ページをお願いします。

下段寄りの目8重度心身障害児者福祉医療費、補正額686万8,000円の減、次の目9ひとり親家庭等福祉医療費、補正額6万4,000円の増、次の目10老人医療費、補正額10万円の減額につきましては、それぞれ医療費審査支払委託及び医療費の確定によるものでございます。

次の31ページの項2の児童福祉費、目4乳幼児医療対策費、補正額234万5,000円の減額につきましても、医療費審査支払い委託及び医療費の確定によるものでございます。

32ページをお願いします。

款4衛生費、目3環境衛生費、補正額935万3,000円の減で、節19負担金補助及交付金935万8,000円の減額で、説明欄、環境衛生施設一部事務組合負担金853万円の減額につきましては、大浦浄苑の現計予算に合わせたもので、給与改定等による人件費あるいは燃料費など、また投入薬品の使用料の調整を図り、減額になったものでございます。

次の財団法人紀南環境整備公社運営補助金35万5,000円の減額、次の浄化槽設置整備事業補助金25万4,000円の減額、生ごみ処理容器購入事業補助金21万9,000円の減額につきましては、それぞれ実績に基づき減額補正したものでございます。

次に、項2清掃費、目1塵芥処理費、補正額は704万1,000円の減額で、電気使用料や、また一般廃棄物の運搬料、処分手数料、それに大気・水質等測定業務委託等にそれぞれ不用額が見込まれたことから減額補正させていただいたものでございます。

住民課の関係につきましては以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時10分 休憩

10時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

17ページをお願いします。

歳入でございます。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1障害者自立支援給付費負担金、増額169万円、節2障害者医療費負担金、増の8万1,000円につきましては、事業精査によるものでございます。負担金率は2分の1でございます。節3保育所運営費国庫負担金、減額の121万9,000円は、説明欄記載の天満保育園、わかば保育園、町外保育所5カ所の措置数の減により、事業費の精算をするものでございます。節4被用者児童手当国庫負担金から節8非被用者小学校修了前特例給付国庫負担金までの減額につきましては、児童手当の精算によるものでございます。節10過年度児童手当国庫負担金増6万9,000円につきましては、平成20年度分負担金額の確定による精算金でございます。

18ページをお願いします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1地域生活支援事業費補助金、補正額減347万1,000円、節2次世代育成支援対策交付金増額分4万8,000円、節3障害程度区分認定等事務費補助金1万円の減につきましては、それぞれ事業精査によるものでございます。負担率2分の1でございます。

目3衛生費国庫補助金、節2女性特有のがん検診費補助金8万1,000円の増につきましては、子宮頸がん、乳がん検診事業実績によるものでございます。

19ページをお願いします。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節1障害者自立支援給付費負担金から、20ページの節7非被用者小学校修了前特例給付負担金までは、国庫負担金と関連した県の負担金でございます。節10過年度児童手当負担金増2万7,000円につきましては、平成20年度分負担金額の確定による精算金でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節3老人福祉費補助金13万4,000円の減につきましては、説明欄記載の老人クラブへの補助金に係る精算によるものでございます。

21ページをお願いします。節4高齢者居宅改修補助事業費補助金、減額76万7,000円は、実績額確定による減額でございます。節5社会福祉法人利用者負担額減免対策費補助金5万円の減額につきましては、実績による減額でございます。節8地域生活支援事業補助金118万7,000円の減額につきましては、事業実績の精算による減額でございます。4分の1の補助であります。節9地域子育て支援センター事業費補助金4,000円増につきましては、子育て家庭に対する育児支援の補助金で、事業実績による増額でございます。22ページをお願いします。節14放課後児童健全育成事業費補助金98万1,000円の増につきましては、学童保育2カ所に対する補助金でございます。節25人権啓発市町村助成事業補助金32万8,000円につきましては、啓発資料作成、地域別学習会等の事業費の精算として2分の1の補助をいただいております。節33障害者自立支援特別対策事業費補助金12万4,000円の減につきましては、実績額の確定による精算によるものでございます。

目3衛生費補助金、節2母子保健対策費補助金減13万8,000円につきましては、妊婦健康診査費補助金、第3子以降の妊婦健診補助金の精算によるもので、負担金率は2分の1でございます。節3健康増進事業費補助金増額1万1,000円につきましては、和歌山県がん検診推進事業費補助金の事業精算によるものでございます。補助率は2分の1になっております。節5新型インフルエンザワクチン接種費補助金減72万7,000円につきましては、補助実績による減額でございます。

25ページをお願いします。

款20諸収入、節1雑入448万9,000円の増につきましては、町外保育児受託費の増によるものでございます。

29ページをお願いします。

歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節20扶助費減額156万6,000円につきましては、福祉手当の事業費の精算でございます。実績は126名でございます。

目3老人福祉費、節13委託料100万円減額につきましては、生活管理指導員派遣事業で、事業費精算によるものでございます。30ページをお願いします。節19負担金補助及交付金、減額153万5,000円につきましては、説明欄記載の高齢者居宅改修補助金事業の精算によるものでございます。節20扶助費減1,462万4,000円につきましては、養護老人ホーム保護措置費の精算による減額でございます。節28繰出金1,417万7,000円の減につきましては、説明欄記載の特別会計の事業精査による減額でございます。

目4人権啓発費につきましては、歳入補助金による財源内訳の変更でございます。

目7障害者福祉費、補正額1,410万円の減額につきましては、節13委託料で日中一時支援事業委託の実績に伴う400万円の減額、そして節14材料及賃借料で、自立支援システム借り上げ料320万円は、再リース契約により賃貸借料の減でございます。節20扶助費690万円減は、生活介護に係る施設利用料の減により、給付額の減少に伴うものでございます。

31ページをお願いします。

項2児童福祉費、目2児童措置費、補正額減額3,783万1,000円につきましては、節7賃金209万7,000円減で、説明欄記載の育休代替保育士賃金から給食調理員賃金まで、事業の精算により減額するものでございます。

節19負担金補助及交付金、減額2,954万4,000円でございますが、説明欄記載の町外保育所入所負担金1,057万2,000円は、児童措置数の減によるものでございまして、運営交付金につきましては、私立2園、児童数の減により1,897万2,000円を減額するものでございます。節20扶助費619万円の減額につきましては、各児童手当の実績による減額でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、補正額240万円の減額につきましては、予防接種委託の実績に伴う減額でございます。特に65歳以上のインフルエンザ個別接種者が予定より少なかったのが要因でございます。

32ページをお願いします。

目5健康増進費、節13委託料190万円の減額につきましては、各種検診の事業実績に伴う減額でございます。

目6母子対策費、節13委託料130万円の減額につきましては、妊婦健康診査費の事業精査によるものでございまして、妊婦1件当たりの使用金額が減少したため減額するものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） まず、観光産業課関係について御説明申し上げます。

歳入の部でございます。

22ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節11機械化林業推進事業補助金、減額771万4,000円、これにつきましては、事業費の確定による減額でございます。その下、節13ふるさと雇用再生特別基金補助金、減額996万9,000円、この内訳といたしまして、耕作請負隊事業として876万2,000円、まぐろ体験CAN事業として120万7,000円のそれぞれ事業費確定による減額でございます。

次のページに入りまして、目7商工費補助金、節1ふるさと雇用再生特別基金補助金、減額の150万円、これも国内外観光客誘致事業、観光協会に委託しておりますこの事業費の確定による減額でございます。

節3緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金31万3,000円の減額、これも公共空地等々の清掃等をお願いしております人件費の減で、事業確定による減でございます。

続きまして、歳出のほうに入ります。

歳出のほうは33ページになります。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、減額876万2,000円、委託料でございます。これは、みくまの農協にお願いしております耕作請負隊事業、当初予定しておりました職員の数の減と、それから雇用日数、この減、あと事務費を予定しておったほど使わなかったということの減額であります。

目5那智駅交流センター管理費、節11需用費として342万2,000円、内訳といたしまして、燃料費で212万6,000円、光熱水費で129万6,000円、この燃料費につきましては、20年度重油等の燃油の高騰がございまして、単価的に若干高い見積もりをしておりました結果、本年度、21年度につきましては212万6,000円の剰余金が出たということで、減額させていただいております。光熱水費につきましても同様でございます。

項2林業費、目2林業振興費、減額952万7,000円、これも負担金補助及交付金のところでございますが、内訳といたしまして、機械化林業推進事業補助金、減額830万9,000円、これは森林組合が行っております機械化林業推進事業で、機械を購入に当たりまして、予定しておりました機種を変更いたしまして小型化した関係で、このような減額させていただくものであります。

続きまして、項3水産業費、次のページをお願いいたします、目2水産振興費、節13委託料、減額120万7,000円、これは勝浦漁業協同組合に委託しておりますまぐろ体験CAN事業でございます。これにつきましても、雇用しておいた方がやめられたり、退職されたりした関係で、人件費等の減額によるものであります。

款6商工費、項2観光費、目1観光総務費、節19負担金補助及交付金65万4,000円の減額、これは夏に行っております南紀勝浦夏まつり実行委員会への負担金、事業の精算による減額でございます。

目2観光振興費、減額180万円、節12役務費として30万円、手数料、節13委託料として150万円、これは観光協会に委託しております国内外観光客誘致事業委託の人件費の減額でございます。人件費も、これ当初予定しておりました人件費の単価と申しましうか、その差額による減額でございます。

目3公園費、節7賃金、30万円の減額、作業員賃金、これは、公共空地等々国立公園内の清掃をしております作業員の賃金でございますが、途中退職、また病気休暇等ございまして、その賃金の減少によるものであります。

目4体育文化会館費、節13委託料108万5,000円、内訳といたしまして、樹木管理業務委託で45万円上がっております。これにつきましては、例年樹木管理を民間で行っていただきましたが、町内の業者が廃業届を出されたということもございまして、当建設課のほうに依頼をいたしまして、樹木管理のできる方おられたということで、その建設課の作業員で行った結果、減額させていただくものであります。舞台装置点検委託24万4,000円の減額、これにつきましては、21年度点検をしなかったと、22年度に行うというもので、減額させていただきま

す。

以上が観光産業課関係です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 建設課の関係について御説明をさせていただきます。

35ページをお願いします。

歳出でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、節15工事請負費99万5,000円の減額につきましましては、説明欄記載の各工事の入札執行による減額が主であります。

次に、項3河川費、目1河川改良費、節15工事請負費146万3,000円の減額につきましましては、説明欄記載の工事の入札執行による減額であります。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 消防長東君。

○消防長（東 正通君） 消防関係について御説明いたします。

35ページをお願いいたします。

歳出でございます。款8消防費、目1常備消防費、補正額で40万8,000円の増額をさせていただいております。これは、節3職員手当等の支払い額の確定に伴い増額するものでありま

す。

ページをめくっていただき、36ページをお願いいたします。

目2 非常備消防費の補正額748万5,000円の減額につきましては、消防団員等に係る年報酬等の支払い額の確定に伴い減額するものであります。うち節1 報酬の説明欄記載の演習等出動手当206万4,000円の減額につきましては、この手当の中に定期演習訓練や大雨洪水警戒、行方不明者の捜索活動等が含まれており、それぞれの出動案件や出動人員が見込みを下回ったことにより減額するものであります。その下の火災出動手当56万4,000円の減額につきましては、昨年度火災は11件、うち消防団が出動した火災5件で、その出動人員が見込みを下回ったため減額するものであります。なお、節8 報償費の説明欄、消防団員退職報償金118万8,000円の増額につきましては、退団者が見込みを上回ったため増額するものであります。また、その下段の福祉共済制度弔慰金200万円の減額につきましては、支払案件がなかったため減額するものであります。

次のページ、37ページをお願いいたします。

目3 消防施設費、補正額299万円の減額につきましては、高規格救急車整備に伴う事業費の確定により減額するものであります。

消防の関係は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 教育委員会の関係について御説明いたします。

37ページをお願いします。

歳出でございます。款9 教育費、項1 教育総務費、目3 教育諸費、節4 共済費の臨時雇い社会保険料123万5,000円の減額につきましては、教員臨時雇い賃金と給食調理員賃金の不用額による減額が主な要因でございます。

次に、項2 小学校費、目1 学校管理費、節7 賃金259万5,000円は、説明欄にもありますように、教員臨時雇い賃金107万7,000円と給食調理員賃金151万8,000円を減額するものであります。

減額する理由でございますが、教員臨時雇い賃金107万7,000円の減額につきましては、当初において小学校教員臨時雇い賃金として5名分をいただき、学校において、教育上特別の支援を必要とする障害のある児童に対しまして、授業中の介助員として児童に付き添って授業が受けられるように臨時に雇用する費用でありましたが、春、夏、冬の長期休業中は勤務を要しないものとしたため、その分を減額するものであります。また、給食調理員は、月額賃金で1年間の雇用契約を行い、毎年契約更新をしております。そのため有給休暇が与えられており、給食調理員それぞれが有給休暇をとったときに、そのかわりとなる調理員が必要となりますので、当初においてその分の賃金を見込んで予算計上いたしておりましたが、有給休暇をとられた方が見込みよりも少なかったため、今回不用額として減額するものでございます。

次のページの項3 中学校費、目1 学校管理費、節13 委託料125万円の減額につきましては、宇久井中学校体育館と那智中学校体育館の耐震2次診断業務委託で、事業費の確定により減額

するものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 事務局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君） それでは、議会費について御説明させていただきます。

歳出、26ページをお願いいたします。節9旅費で160万円減額させていただいております。常任委員会の視察研修に要する費用として予算をいただいていたところではありますが、諸般の事情により視察研修が未実施となりましたので、その費用を減額させていただいたものでございます。

議会費については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

2番蛭川君。

○2番（蛭川勝彦君） お尋ねします。

33ページです。農林水産業費の耕作請負隊の減額876万2,000円ですけれども、これはちゃんと広報して耕作請負隊の隊員を募集すればこういうことにはならなかったんじゃないのか。今、日本国の食料自給率っていうのはかなり低い状態になっておりますんで、農業の後継者不足もうたわれております。後継者不足を解消するためにも、この耕作請負隊事業、これをちゃんと執行する必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） この事業に関しては、平成21年度から始めさせていただきました。国の雇用対策を目的にした補助金を活用させていただいております。その関係で、当初公募で集めさせていただいて、面接等、それは委託先のみくまの農協で行っていただきました。それでやっておりましたが、しかし耕作請負隊の事業としてやっている、当初それほど皆様方の御理解をいただけずに、仕事等がなかったということもございまして、途中で人間ふやすというようなことはいたしませんで、そのまま流れたような状態でございます。議員御指摘のとおり、22年度については、各地域へ張りつけながらやっていっていただきたいということでみくまの農協には話をして、その耕作放棄地の解消並びに、耕作放棄地の解消だけではなく、耕作地の復旧、またそこでの耕作、そこまで視野に入れた事業としてやっていただきたいということしております。昨年については、なかなか事業数が伸びなかったということで、そのような事業の費用になっております。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○3番（中岩和子君） それでは、2件お尋ねをさせていただきたいと思っております。

30ページの障害者福祉費のところでございますけど、1,410万円減額になっております。これ、どういうことでこれほどの、説明欄にありますけど、自立支援システム借り上げ料とか日中一時支援事業委託、生活介護とか、そこで大変減額になっておりますけど、この障害者の予算よりか、これほど大きく減額しているという理由をちょっと教えていただきたいのと。

そしてもう一件です。31ページの児童措置費のところの中の、この賃金のところ、209万



7,000円、それが減っております。その中で、先ほど産休で休まれてる方があって、そのために人をかわりに入れる予定だったんですけど、皆さんが頑張ってくださいってその方を入れなくて済んだということで説明を受けたように私は理解してるんですけど、そりゃ確かに皆さん非常に頑張ってくださいって、非常にいいことだと思うんですよ。みんなで休んでる方を補おうというのは。でも、基本的にはそれでは産休で休んでらっしゃる方が安心して休んでられないんですよ。やっぱり産休のときは安心して休んでいただけるように、きちっと補充の方をつけていただくというのが本来の筋じゃないかと思うんですが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 障害者福祉費の1,410万円の減額なんですけども、この委託料の日中一時支援事業委託といいますのは、自立支援事業で行っております宿泊を伴わない事業でありまして、日中のショート事業とかデイサービス事業を行っている事業でございます。この関係につきましては、県の福祉事業団等6カ所に委託しておりまして、平成22年3月現在で利用者が25名ございまして、当初1,100万円ぐらいの予算を組んでおりましたが、利用者が少なかったということで今回減額させていただいております。

そして、産休の代替保育士の関係ですけども、当初産休の関係で、71日分の当初の予算を組んでおりましたが、休まれたのがようけなかったということで、実績で29万4,000円、42日間の産休の代替をさせていただいたということになっております。保育士も、今のところ、臨時保育士につきましても人数が足りないという保育所の所長さんからいろいろ要求もあるんですけども、なかなか人材がないということで苦慮しているところでございます。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○3番（中岩和子君） その障害者のほうは、そういう利用者が少なかったということでございまして、どうしてその利用者が、せっかくこういうことがあるのに、デイとかそういうところへおいでやないんかということももう一度検証して、障害者の方のお助けができるというんか、行政のほうでできるような形にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞその点もよろしく、検討していただきたい、どうして利用されないのかということももう一回検討していただきたいと思っております。

もう一つ、産休のことですけど、これ女性の方があれなんですけど、本町では、男性の産休をとられる方はおいでるんでしょうか、ちょっとお尋ねをします。産休というか育休ですね、失礼しました、育休。産休じゃない、ごめんごめん、産休はないですわ。育休です。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 保育士については、男性の方は1名臨時保育士でおりますが、男性の育休はございません。

そして、障害者の関係ですけども、もちろん障害者の相談員もおりますし、その辺は十分相談いたしまして、利用促進について検討していきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番曾根君。

○11番（曾根和仁君） 1点お尋ねします。

ページ32、款4衛生費の中の項2清掃費、塵芥処理費の中の節12の役務費で、通信運搬費と手数料で総額500万円ほど減額できています。これ、減額できていることで、よろしいことですけど、内訳、どういう理由で減額できたかを御説明お願いします。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 32ページの目塵芥処理費の節12の役務費の減額の関係でございます。通信運搬費と手数料、それぞれ136万6,000円と386万円の減額でございます。

電気使用料につきましては、当初月額として215万円予定しておりましたが、電気設備のほうのそういった関係と現場での節約等々も含めまして、月額203万円でおさまったということで、月額にして約12万円ぐらい減額になったということで、節約に努めたという部分もございます。

それと、手数料につきましては、運搬料等でございます。運搬料につきましては、その運搬する量に基づいて違ってきますが、これも当初月額112万円余りを見ておりましたが、結果的には101万円ほどで済んだということで、月額10万円余りの減額が来ております。それと、廃棄物のその手数料の関係も、若干ですが月額で落ちております。

それから、その点がやはり大きく来てます。特に運搬料に係る手数料の減が大きかったものと思われま。

役務費の関係で主なところはそのようなところでございます。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 何点かお聞きしたかったんですけど、皆さん聞いていただいたんで、2点ほどお聞きします。

24ページの不動産売払収入のどこなんですけど、汐入橋の町有地の国道についての土地売却についてのことらしいんですけど、もう少し詳しくお願いします。

それと、34ページの商工費の中の体育文化会館費の中の節13の設計監理業務委託の13万9,000円のちょっと内訳を教えてくださいませんか。

2点お願いします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） お答えいたします。

財産収入の関係でございますが、この町有財産の収入益ということでございます。汐入橋の関係もございまして、交渉については県が行いましたけれども、町有地として収入を得た天満地域、それと浜ノ宮地域、2件ございます。その収入益でございます。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 御質問の体育文化会館費の中の委託料、設計監理業務委託、これ

21年度に体育文化会館のアリーナのほうの上のほうのペンキ塗装等の工事を行いました。そのときの設計監理業務委託の入札差金を減額させていただいたものでございます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 済いません、24ページのほうのその売り払いのほうなんですけど、これは町道の売却ですか。済いません、その辺お願いします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 町道じゃございません、土地、町有地でございます。

○議長（森本昇夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 済いません。あらかたの場所で結構なんで、教えていただけますか。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） お答えいたします。

所在地といたしまして、天満橋ノ本133番地の2地先、汐入橋の手前の土地でございます。

○議長（森本昇夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 済いません、今の関連なんですけど、今のところなんですけど、この不動産の売却、町有地を売却したということですね。これは、町の里道とかそういうのやなしに、土地がそこにあって、その工事のために、あそこは国道になるんですか、国に売ったということですか。済いません、お願いします。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 済いません。汐入橋の改良に伴いまして、歩道、今一部やってない下流側の部分のこの宅地なんですけど、今は宅地なんですけど、その河川敷との間の土地を町有地ということで買収したということでありまして。右岸側の、今回だから歩道橋がつく護岸の一部のところです。

○議長（森本昇夫君） 課長、あれは国に売買ったんかって言いやるやで。

○建設課長（塩地勇夫君） 国じゃありません。個人に売買してます。一部は橋の、国道の一部になります。

以上です。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第5号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第6号 専決処分（平成21年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正  
予算（第5号））した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第8、報告第6号専決処分（平成21年度那智勝浦町国民健康保険事業  
費特別会計補正予算（第5号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 報告第6号専決処分（平成21年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別  
会計補正予算（第5号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成22年3月31日に専決処分をいたしております。

1ページをお願いします。

平成21年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,230万1,000円を減額し、歳入歳出予算  
の総額を歳入歳出それぞれ26億5,893万3,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入。款4国庫支出金から款12の諸収入までの歳入合計、補正額は減額の1,230万  
1,000円でございます。

次の5ページ、歳出は、款1総務費から款8保健事業費までの歳出合計の補正額は、歳入と  
同額の1,230万1,000円の減額で、補正額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金で  
1,772万円の増、その他727万3,000円の減、一般財源で2,274万8,000円の減となっております。

次に、6ページをお願いします。

2歳入、款4国庫支出金、項1国庫負担金、それに次の項2国庫補助金、それぞれの事業費  
等に対します額の確定がございましたので、補正させていただいております。

それから、7ページの款5療養給付費交付金、次の款6前期高齢者交付金につきましては、  
社会保険支払基金からの交付金確定によるものでございます。

8ページをお願いします。

款7県支出金、項1県負担金、項2の県補助金につきましても、国庫支出金同様に、それぞ  
れ事業費に対します額の確定がございましたので、補正させていただいております。

款8共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業、それに次の9ページの保険財政共同安定化事業に対する国保連合会からの交付金確定によるものでございます。

次の款10繰入金、目1一般会計繰入金、節2その他一般会計繰入金2,444万5,000円の減額につきましては、今回の補正予算におけます差額分をその他一般会計繰入金で減額補正させていただいたものでございます。

次の款12諸収入、目1延滞金、補正額152万7,000円は、実績によるもので、また次の10ページの項3雑入、目1雑入につきましては、説明欄記載の3件につきましては、それぞれ雑入で受け入れたものでございます。

続きまして、11ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、目1一般管理費、補正額75万4,000円の減額につきましては、節19負担金補助及交付金で、国保連合会負担金の確定による減額でございます。

項2の徴税费、目1賦課徴収費、補正額226万円の減額につきましては、需用費、委託料、それぞれ実績に基づき減額させていただいております。

次に、款2の保険給付費、項1療養諸費、目1の一般被保険者療養給付費から、次の12ページの項2高額療養費、目2の退職被保険者等高額療養費までにつきましては、療養給付費等の確定によりまして、それぞれ増減補正させていただいたものでございます。

次の13ページの目1出産育児一時金、補正額は186万円の減額、次の葬祭費の補正額48万円の減額につきましては、それぞれ額の確定によります減額により補正させていただいております。

下段の款3後期高齢者支援金、目1後期高齢者支援金につきましては、国庫支援金負担金及び国、県の歳入でございました普通調整交付金確定によります財源内訳の変更でございます。

次の14ページをお願いします。

款4前期高齢者納付金、目1前期高齢者納付金11万4,000円の減額につきましては、納付金の確定によります減額補正をさせていただいたものでございます。

次に、款5の老人保健拠出金、次の款6の介護納付金、次の15ページの款7共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金につきましては、国、県の歳入でございます普通調整交付金等の額の確定によります財源内訳の変更でございます。

中ほど、款8の保健事業費、目1特定健康診査等保健事業費216万4,000円、それから下段の項2保健事業費、目1保健事業費138万5,000円、それぞれの減額につきましては、事業費見込みにより不用額が見込まれましたので、減額補正させていただいたものでございます。ほとんどが事業費の見込みあるいは受け入れ精算による補正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第6号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 報告第7号 専決処分（平成21年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第9、報告第7号専決処分（平成21年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 報告第7号専決処分（平成21年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成22年3月31日に専決処分をいたしております。

次の1ページをお願いします。

平成21年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,581万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,055万3,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。歳入歳出補正予算事項別明細書。

1総括、歳入。款1後期高齢者医療保険料から款4諸収入までの歳入合計、補正額は、減額の1,581万6,000円でございます。

5ページをお願いします。

歳出は、款2後期高齢者医療広域連合納付金で、歳出合計、補正額は歳入と同額の1,581万6,000円の減額で、財源内訳は、全額一般財源の減でございます。

次に、6ページをお願いします。

2の歳入で、款1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、補正額は減額の1,249万5,000円で、節1現年度分特別徴収保険料1,006万1,000円、節2現年度分普通徴収保険料256万7,000円の減額につきましては、当初予定しておりましたものより、被保険者数及び本算定におきます1人当たりの保険料の減が主な要因となって減となったものでございます。節3の滞納繰越分13万3,000円につきましては、実績に基づき計上させていただいております。

次の款3繰入金、目1一般会計繰入金、補正額は660万6,000円の減額で、節2の保険基盤安定繰入金371万5,000円の減額につきましては、低所得者に係る保険税の軽減措置に対する繰り入れで、一般会計で受け入れました県分と町の負担金が確定したことにより減額させていただいております。節4のその他一般会計繰入金289万1,000円の減額につきましては、今回の専決予算の収支によりまして、一般財源の減額分としてその他分を減額させていただいております。

7ページをお願いします。

款4諸収入、目1雑入、補正額は328万5,000円で、節1の雑入で、説明欄記載の和歌山県長寿健康増進事業費交付金7万1,000円は、平成20年度の保険料軽減措置により平成21年度中に影響の出る者への周知広報等に要した費用に対する交付金を受け入れたものでございます。

次の過年度療養給付費負担金還付金321万4,000円につきましては、平成20年度の精算に係るものを還付を受けたものでございます。

次に、8ページをお願いします。

3歳出。款2の後期高齢者医療広域連合納付金で、目1後期高齢者医療広域連合納付金、補正額は節19負担金補助及交付金で1,581万6,000円の減額で、納付することとなります保険料と基盤安定負担金の確定に伴い、納付金も確定したもので減額させていただいたもので、補正につきましても精算部分がほとんどでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第7号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 報告第8号 専決処分（平成21年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計  
補正予算（第1号））した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第10、報告第8号専決処分（平成21年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 報告第8号専決処分（平成21年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認についてでございます。

次のページに専決処分書を添付いたしております。

平成22年3月31日に専決処分いたしております。

1ページをお願いします。

平成21年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ663万9,000円とするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

歳入です。補正額ですが、寄附金が49万9,000円の増額であります。

次のページをお願いします。

歳出でございます。補正額ですが、総務費では257万4,000円の増額、奨学金貸与事業費では207万5,000円の減額であり、差し引き合計49万9,000円の増額であります。

6ページをお願いします。

歳入でございます。款2寄附金、目1奨学基金寄附金、節1奨学基金寄附金49万9,000円の増額であります。これは1名の方から子供たちのための奨学金に役立ててほしいと50万円の寄附のお申し出があり、奨学基金積立金に受け入れさせていただいたものでございます。

次のページです。

歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節25積立金257万4,000円は、奨学基金積立金に積み立てるものでございます。

款2奨学金貸与事業費、目1奨学金貸与事業費、節21貸付金207万5,000円は、奨学金としての貸付金を減額するものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第8号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

休憩します。

再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時40分 休憩

13時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 報告第9号 専決処分（平成21年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第11、報告第9号専決処分（平成21年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 報告第9号について御説明申し上げます。

報告第9号専決処分（平成21年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成22年3月31日、専決処分をいたしております。

次の1ページをお願いします。

平成21年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,221万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,261万8,000円とするものでございます。

2 ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。款1介護保険料から款9諸収入まで、歳入合計で補正前の額15億6,483万2,000円、補正額減額の7,221万4,000円で、計14億9,261万8,000円でございます。

3 ページをお願いします。

歳出でございます。款1総務費から款3地域支援事業費まで、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

6 ページをお願いします。

歳入でございます。款1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、補正額増972万円につきましては、節1現年度分特別徴収保険料1,250万円の増、節3滞納繰越分278万円の減のトータル実績見込みによる増となっております。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金の1,143万6,000円の減額につきましては、説明欄記載の介護・予防給付費負担金の実績によるものでございます。これは、保険給付費の施設等標準給付見込み額の15%、居宅等標準給付見込み額の20%でございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1調整交付金245万9,000円の減につきましては、介護保険財政の市町村間の調整を行うため、第1号被保険者の年齢や所得の状況等で交付されるものでございまして、交付額確定によるものでございます。

目2地域支援事業交付金、減額の119万2,000円につきましては、節1地域支援事業介護予防交付金、減額91万円、7ページの節2地域支援事業包括的支援事業等交付金、減額28万2,000円は、交付金確定に伴う減額でございます。

款3国庫支出金、項3委託金、目1地域ICT利活用モデル構築事業委託金、減額457万3,000円につきましては、介護サービスの適切な提供に向けたネットワークシステムの構築に係る21年度事業中止に伴う減額でございます。

款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金、減額の2,368万4,000円につきましては、説明欄記載の社会保険支払基金交付金で、事業精算により減額するものでございます。

8 ページをお願いします。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、減額の985万円につきましては、介護・予防給付金負担金でございます。国の負担金に連動した保険給付費の精算によるものでございます。

項2県補助金、目1地域支援事業交付金、補正額、減額59万6,000円につきましては、節1地域支援事業介護予防交付金、減額45万5,000円、節2地域支援事業包括的支援事業等交付金、減額14万1,000円で、国に連動した事業の精算により減額されるものでございます。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及配当金、補正額32万9,000円につきましては、介護給付費準備基金の21年度利息分29万5,000円と介護従事者処遇改善臨時特例基金利子3万4,000円でございます。

9 ページをお願いします。

款7繰入金、目1一般会計繰入金、補正額、減額の1,400万4,000円につきましては、節1介護給付費繰入金、減額1,030万3,000円は、介護予防給付費などの町の負担分12.5%分で、給付費確定による減額でございます。節2その他一般会計繰入金、減額の370万1,000円は、職員給料、事務費などの町の負担分で、事業の精算により減額するものでございます。

項2基金繰入金、目1介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金、減14万9,000円につきましては、事務費等経費の確定による減額でございます。

目2介護給付費準備基金繰入金、減額1,450万5,000円につきましては、給付実績見込みによる減額でございます。

款9諸収入、目2雑入、補正額18万5,000円は、介護予防収入の実績見込みによる増でございます。

11ページをお願いします。

歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節14材料及賃借料、減額77万3,000円は、介護保険システム借上げ料に係るリース終了による減額分でございます。節25積立金1,915万2,000円につきましては、説明欄記載の介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金へ積み立てするものでございます。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費、節11需用費、減額100万円につきましては、納付書等作成費用の減額でございます。

款2保険給付費、項1保険給付費、目1居宅介護サービス給付費、節19負担金補助及交付金、減額3,692万6,000円につきましては、説明欄記載の介護予防サービス給付費、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費の給付実績見込みによる減額でございます。

12ページをお願いします。

目2施設介護サービス給付費、節19負担金補助及交付金、減額の4,173万3,000円は、説明欄記載の特定入所者介護サービス費の減額420万円、施設介護サービス給付費減額の3,753万3,000円で、給付実績見込みによる減額でございます。

項2高額介護サービス費、目2高額施設介護サービス費、節19負担金補助及交付金、減額の250万円は、説明欄記載の高額施設介護サービス費の給付実績見込みにより減額するものでございます。

款3地域支援事業費、項2介護予防事業費、目1介護予防事業費、減額の350万円につきましては、節13委託料で、説明欄記載の生活機能評価及び地域介護予防活動支援事業委託の事業実績見込みによる減、通所型介護予防事業委託及び訪問型介護予防事業委託につきましては、事業未実施による減額でございます。

13ページをお願いします。

目1包括的支援等事業費、節12役務費、減額192万円につきましては、地域ICT活用モデル構築事業に伴うICTセンター利用料で、事業終了に伴う減額でございます。節13委託料、減額100万円につきましては、地域自立生活支援事業委託に伴う事業実績見込みによる減額でございます。節19負担金補助及交付金、減額201万4,000円につきましては、地域包括支援

センター事業に係る町社会福祉協議会の補助金の事業実績見込みによる減額でございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第9号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 報告第10号 専決処分（平成21年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同  
設置事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認につ  
いて

○議長（森本昇夫君） 日程第12、報告第10号専決処分（平成21年度那智勝浦町・太地町介護認定  
審査会共同設置事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認についてを議題としま  
す。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 報告第10号について御説明申し上げます。

報告第10号専決処分（平成21年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会  
計補正予算（第1号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいています。

平成22年3月31日、専決処分をいたしております。

次の1ページをお願いします。

平成21年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計補正予算（第1  
号）。

歳入歳出予算の総額は、補正せずでございます。

3ページをお願いします。

歳入でございます。款1分担金及負担金、項1負担金、目1総務費負担金、節1介護認定審査会共同設置費負担金、補正額、減額9万4,000円につきましては、共同設置に係る太地町の分担金で、事業費精算によるものでございます。これは、均等割40%、人口割35%、財政割25%で負担金を支払ってもらっております。

款2繰入金、目1一般会計繰入金、補正額17万3,000円の減額をお願いしております。これは、那智勝浦町としての負担分でございます。これも事業費精算によるものでございます。

款3繰越金、目1繰越金、補正額26万7,000円の繰越金をお願いするものでございます。それぞれの町の負担金を減額し、繰越金増と合わせ、歳入歳出合計を281万6,000円とするものでございます。

歳出の補正はございません。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第10号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 報告第11号 平成21年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（森本昇夫君） 日程第13、報告第11号平成21年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 報告第11号平成21年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成21年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書。これにつきましては、3月議会におきまして繰越明許をさせていただいた事業に係るものでございまして、その財源内訳を記載いたしております。

款2総務費の道の駅「なち」施設整備事業から款10災害復旧費の公共土木災害復旧事業まで、合計金額2億9,132万2,000円、うち翌年度繰越額2億7,094万3,000円で、財源内訳は、未収入特定財源のうち国県支出金1億4,359万9,000円、地方債6,600万円、一般財源6,134万4,000円となっております。

以上、地方自治法の規定によりまして議会へ報告するものでございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第11号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第14、議案第34号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 議案第34号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律で、育児休業等を行うことができる職員の改正、産後パパ育休の新設、及び再度の育児休業等を行うことができる特別の事情の改正等、上位法の施行日に合わせ、条例改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成22年6月30日から施行するというものです。どうかよろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第34号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第35号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第15、議案第35号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 議案第35号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

この改正につきましても、先ほどの議案第34号と同じく上位法によるものでございまして、3歳に満たない子のある職員が育児休業を請求した場合、17条に定める、これは超過勤務ですが、超過勤務をさせてはならないと規定するものでございまして、上位法に定められたため、条例改正をするものであります。

附則といたしまして、この条例は平成22年6月30日から施行するというものです。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第35号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第36号 那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第16、議案第36号那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 議案第36号那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

この条例につきましては、現在開会中の第174回国会において過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が成立し、4月1日に当町も新たに過疎地域として指定されております。これに伴い、本条例を制定するものでございます。

趣旨。第1条、この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）内において、同地域内にある製造の事業、情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品または役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう、以下同じ。）または旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する特別償却設備（法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1号イに規定する特別償却設備をいう。）を新設し、または増設した者にかかる固定資産税の課税免除について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の特例を定めるものとする。

第1条は、過疎地域の指定によりまして、製造事業情報通信技術利用事業及び旅館業の用に供する特別償却設備を新設または増設した場合に、固定資産税の課税免除について条例を定めるものでございます。

固定資産税の課税免除第2条、町長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項または同法第45条第1項の規定の適用を受ける建物、償却資産（以下「建物等」という。）及び当該建物等の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建物等の建設の着手があった場合に限る。）に対しては、固定資産税を課すべき最初の年度以降3カ年分に限り、その課税を免除することができる。



第2条は、製造事業、情報通信技術利用事業及び旅館業の用に供する建物、償却資産で、その取得価格の合計額が現在2,700万円を超える新設または増設したものと、並びにその敷地としまして平成22年4月1日以後に取得した土地で、取得後1年以内にその土地に建物等建設の着手があった場合には、その土地についても固定資産税を3カ年課税を免除することができるよう定めるものでございます。

なお、当該課税免除に係る減収分につきましては、過疎地域自立促進特別措置法において、地方交付税の算定時に基準財政収入額から減収額を差し引くように定めており、実質普通交付税で減収分が補てんされるものがございます。

以下、第3条として課税免除の申請について、第4条として課税免除措置の承継について、第5条として規則への委任を定めるものがございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用します。

また、この条例の期限を過疎地域自立促進特別措置法の期限に合わせて、平成28年3月31日までとするものがございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

2番蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） お伺いします。

この過疎地域というのは那智勝浦町全体を指すのでしょうか。お願いします。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） お答えいたします。

今回の過疎地域の自立促進特別措置法の改正によりまして、本町全体が過疎地域として指定されております。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第36号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第37号 平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）

○議長（森本昇夫君） 日程第17、議案第37号平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 議案第37号平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,307万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,307万円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で、補正前の額64億9,000万円、補正額1億6,307万円、計66億5,307万円となっております。

3ページお願いします。

歳出ですが、款1の議会費から款9の教育費まで、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額です。

4ページお願いいたします。

第2表地方債補正です。

起債の目的欄、地域活性化事業から学校教育施設等整備事業まで、借入限度額の確定により補正をお願いしております。

その下、5ページです。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括として、5ページに歳入、次の6ページに歳出を記載しております。

7ページをお願いいたします。

2歳入です。款10地方交付税につきましては、補正額4,554万8,000円を計上しております。

一番下、款15県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節4観光施設整備補助金480万円につきましては、道の駅「なち」世界遺産情報センター整備事業に係る県補助金であります。

8ページをお願いいたします。

款16財産収入、項2財産売払収入、目3土地開発公社出資金返還金500万円につきましては、平成22年1月27日那智勝浦町土地開発公社の解散に伴うもので、解散の決算報告については既に第1回定例会で報告させていただいております。解散に伴う財産処分でありますけれども、公社定款第26条第2項の規定に基づき、解散した場合、残余財産を那智勝浦町に帰属させ

るとあります。これに基づきまして、出資金500万円、それと後で説明させていただきます雑入のうち土地開発公社清算金を含みます金額を那智勝浦町に帰属させるものでございます。

款18繰入金、目5那智勝浦町まちづくり応援基金繰入金2万円につきましては、21年度に寄附をいただきましたものをまちづくり応援基金から取り崩したものでございます。

款20諸収入、目1雑入、節1雑入のコミュニティー事業助成金150万円につきましては、自主防災組織への補助として、財団法人自治総合センターから助成を受けるものでございます。

2行目、土地開発公社清算金610万3,000円ですが、先ほど説明させていただきました土地開発公社解散に伴うもので、剰余金の清算分を雑入で受け入れするものでございます。

9ページお願いします。

款21町債、目1総務債、節2地域活性化事業債610万円につきましては、説明欄記載の道の駅「なち」世界遺産情報センター整備事業に充てるものでございます。この予算では、地域活性化事業債を上げておりますけれども、過疎債への振りかえを予定してございます。

10ページお願いいたします。

歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節4共済費97万9,000円、節7賃金596万9,000円につきましては、各出張所長分の賃金及び社会保険料となっております。節9旅費の60万円につきましては、議会旅費、職員随行分としての特別旅費を計上させていただいております。

目7企画費、節13委託料1,300万円は、世界遺産情報センター整備事業委託として計上させていただいております。現在予定されている道の駅「なち」につきましては、国が簡易パーキングとして駐車場とトイレ施設を整備いたします。本町は、那智駅交流センターを中心に、農産物販売所と世界遺産の情報センターの設置を予定してございます。道の駅につきましては、8月に登録予定でありまして、年内完成の見込みとなっておりますけれども、町は、那智山への玄関口に位置する道の駅を世界遺産情報センターとして、熊野なちを手軽に体感できる施設として、熊野曼荼羅絵図の絵解きや那智山や大門坂を代表する熊野古道を紹介する映像によりまして世界遺産の情報発信を予定してございます。

恐れ入ります。本日お配りしております資料の中に道の駅の関係の資料がございまして、完成予想図載っている分ですが、よろしいでしょうか。これです。この資料につきましては、国交省からいただいたものでございまして、上のほうがことし完成予定の予想図でございまして、この丹敷の湯の左にございますトイレがあります。これが国のほうが行っていただくイメージ図となっております。現在の丹敷の湯の中に農産物の販売所がございまして、そこに今回補正をお願いしております世界遺産情報センター、現在販売を行っております販売所を、旧コンビニ跡地を整備した後にそこに移転した後、現在使っております農産物の販売所を世界遺産の情報センターに整備したいというものでございます。その下に案がございまして、まずこの熊野なちを気軽に体験できる施設として整備するものでありまして、この図の右下ですが、ボランティアによる那智曼荼羅絵図の絵解きコーナーを設けまして、その左側、少し色づけし

たところがあるんですが、そこでは那智山や大門坂を代表する熊野古道を紹介する映像をごらんいただけるようになっております。それと、上側に補陀落渡海の関係、それから京都から那智までの道のりの関係、それと左下になるんですけども、中村覚之助氏の関係するサッカーの関係の展示コーナーを設けたいと考えております。この施設から世界遺産の情報発信を予定してございます。

資料説明については以上でございます。

恐れ入ります、予算書の10ページへお戻りください。

次の節19負担金補助及交付金66万5,000円につきましては、浦神東地区浄化槽整備、井関西山地区に簡易給水施設整備への補助金であります。

次に、目12新病院建設推進費についてお願いいたします。

今回の補正額につきましては354万3,000円で、節13委託料、新病院建設のマスタープラン策定委託350万円が主なものとなっております。新病院につきましては、現施設が昭和39年建築で、その後何度か増改築をしておりますけれども、老朽化が激しく、災害や今後の地域医療の確保のためにも新病院の早期建築が望まれております。本年度におきまして新病院建設マスタープランの策定を行いまして、経営環境や診療圏の実態調査、分析を行い、新病院における医療機能のあるべき姿を具体的に明らかにしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくご願いたします。

12ページをお願いいたします。

款8消防費、目5災害対策費、節19負担金補助及交付金150万円につきましては、宝くじ助成を受けまして、ポータブルガス発電機4台、災害用浄水器、水中ポンプ各1台を自主防災組織へ配備するものでございます。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくご願いたします。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いします。

歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節12役務費から節27公課費まで、計98万4,000円の補正増につきましては、福祉課車両購入費をお願いするものでございます。福祉課の車両については、ほとんどが平成6年型から12年型までの車両でございまして、10年以上経過しており、多くは社協からの中古を使用しているのが現状であります。今回、2台に雨漏りや煙の噴出等ふぐあいが生じており、軽自動車1台の購入をお願いするものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料、補正額増501万4,000円につきましては、日本脳炎の予防接種に係る費用をお願いするものでございます。厚生労働省では、平成17年5月より接種の積極的な勧奨を差し控えることとなっておりますが、平成22年4月1日付で、予防接種法に基づき、生後6カ月から90カ月、7歳半に至るまでの間にある者に対する予防接種について積極的勧奨を行う段階に至ったものとされたことから、第1期の標準な接種

期間に該当する者に対して積極的な勧奨を行うことになっております。今回の対象者につきましては、予防接種法で定められた年齢内で1期追加が終了できる者とし、465人ございますが、他の個別予防接種率を参考にし、70%の326人分、2回接種で662人分の計上をお願いするものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 観光産業課の御説明を申し上げます。

まず、歳入の部でございます。

8ページをお願いいたします。

8ページ、一番下になります、款20諸収入、項3雑入、目1雑入、節1雑入の一番下、移住・交流推進支援事業助成金200万円となっております。これにつきましては、財団法人地域活性化センターが財団法人全国市町村振興協会の助成金を財源にして、自主的、主体的に移住・交流事業を実施するボランティア団体等に支援を行うものでございます。

続きまして歳出のほうをお願いいたします。

11ページでございます。

11ページ、一番下になります、款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金補助及交付金200万円、これは雑入で申しました移住・交流推進支援事業補助金を色川にあります百姓養成塾に補助するものであります。

続きまして、次のページをお願いいたします。

款6商工費、項2観光費、目3公園費、節15工事請負費154万円、これ説明欄に書いております、天満球場安定器盤・ブレーカー盤取りかえ工事となっております。これは、天満球場にあります夜間照明の柱についております安定器・ブレーカーが腐食が激しくて漏電の危険性があると電気保安協会のほうから指摘を受けておりまして、今回ここに補正をお願いするものであります。

観光産業課は以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 教育委員会の関係について御説明いたします。

7ページをお願いします。

歳入でございます。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4教育費国庫補助金、節3安全・安心な学校づくり交付金2,019万9,000円については、説明欄記載の宇久井中学校と那智中学校の屋内運動場の大規模改修事業に係る国庫補助金であります。平成21年度で実施した耐震2次診断により、耐震補強が必要であるとの判定が出され、耐震補強工事部分に対して2分の1の補助率であります。

9ページをお願いします。

款21町債、目8教育債、節1学校教育施設等整備事業債7,180万円は、教育費国庫補助金と同様に、宇久井中学校、那智中学校の屋内運動場大規模改修事業として体育館の改修工事に係

るものであります。

12ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

款9教育費、目3宇久井中学校屋内運動場大規模改修事業費の補正額3,545万2,000円に対する財源内訳は、国県支出金として490万8,000円、地方債として2,060万円、一般財源として994万4,000円となっております。節3職員手当等の6万8,000円ではありますが、これは補助事業事務に係る職員の超勤手当であり、節9の旅費1万2,000円は、補助金申請やヒアリングのための和歌山市までの普通旅費であります。節11需用費5万円は、消耗品費に係るもので、節13委託料270万8,000円は、この耐震補強のための屋内運動場大規模改修工事に係る監理業務委託料98万5,000円と設計業務委託料172万3,000円であります。節14使用料及賃借料9,000円は、和歌山市へ公用車で出張する際の有料道路通行料であり、節15工事請負費3,255万2,000円は、宇久井中学校屋内運動場の大規模改修工事費用であります。この屋内運動場は、昭和53年建築で、築32年経過しているため、内、外ともかなり傷んでおり、改修後は長期にわたり使用していかねばなりませんので、耐震補強工事にあわせて、今回大規模改修工事をお願いするものです。節18備品購入費5万3,000円は、書類等の整理をするため、保管庫を購入するものであります。

次に、目4那智中学校屋内運動場大規模改修事業費の補正額8,990万8,000円に対する財源内訳は、国庫支出金として1,529万1,000円、地方債として5,120万円、一般財源として2,341万7,000円となっております。節3職員手当の6万8,000円から節11需用費5万円までと節14使用料及賃借料9,000円は、宇久井中学校屋内運動場大規模改修事業費と同じく、補助事業に係る事務費等であります。節13委託料600万円は、屋内運動場の大規模改修工事に係る監理業務委託料218万2,000円と設計業務委託料381万8,000円であります。節15工事請負費8,376万9,000円は、那智中学校屋内運動場の大規模改修工事費用であります。この屋内運動場は、昭和46年建築で既に39年経過しており、宇久井中学校屋内運動場と同様に老朽化が進んでいるため、今回耐震補強工事に合わせて大規模改修工事をお願いするものであります。

次に、項4社会教育費、目5図書館運営費、節15工事請負費24万7,000円は、ことし2月ごろより図書館で漏水があり、業者へ修理を依頼しましたが、漏水箇所を特定することができませんでしたので、新たに2階、3階部分の配管工事を行う必要があるため、補正をお願いするものでございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 事務局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君） それでは、議会費について御説明させていただきます。

歳出、10ページをお願いいたします。節9旅費及び節18備品購入費で166万9,000円の補正をお願いするものであります。節9旅費につきましては、常任委員会の先進地視察研修に係る特別旅費として、議員14名分、随行いたします事務局職員2名分の費用を計上させていただいております。節18備品購入費につきましては、テープ起こし用のカセットレコーダーが故障のた

め使用できなくなりましたので、新たに購入をお願いするものであります。

議会費については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 歳出10ページの総務費、目12の新病院建設推進費、この委託料350万円、これは新病院建設マスタープラン策定委託と、このようになっておりますが、このような大きなプロジェクトやる場合には、やはり基本構想なり、基本方針なり、事前にきちとなさるべきと、こう思うんですが、町長の見解をお伺いします。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

基本構想っていうよりも、事前に、先ほど諸報告の中でも申し上げましたように、今となって病院を建てるにはどうしたらええかということから部内で検討してたんですけども、いろいろな資料の収集等についてはコンサルをお願いして、そういう資料の集積のもとで、皆様の議会にも、町民の皆さんにもお示ししていきたいと、そういった意味のコンサルの費用でございます。

○議長（森本昇夫君） 傍聴者、静かにしてお願いします。

9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） マスタープランですよね。これ読みましたら、マスタープランといえば、私基本計画というふうに、僕はそう理解するんですけど。今言われるように、さまざまな資料を集める、先ほど総務課長の説明もありましたね、さまざまな分析するなり、機能についても検討する。これは、僕マスタープラン以前の、いわゆるコンセプトと、英語は堪能じゃありませんけど、そういう形で、どちらかといえば、プラン策定ということになりますと、プラン出てきますと、それまでいろいろやっておかないことについてはできるのかなと。

この前の議会の3月定例でも何人か病院の件につきまして質問を行いました。その中でも町長は、これ手元にありますけど、「6番議員の答弁につきましては、これから十分実行の段階で、検討委員会も病院の中にはつくり、その辺の方向性も見きわめていくということでございます」という答弁がなされておりますし、私の場合は、これは財政のほうから聞いたんですけども、「それにつきましては、財政に圧迫させるんじゃないかという部分については、今後十分検討した上で、どういう方向性ができるかということも考えていかなければならないと思います」というような答弁ですよ。10番議員につきましては、これ丁寧にやっておりますが、「建てるに当たっては、しっかりとした計画って、もちろん議会に出すときはそういう仕組みになってなかったら議案は通りませんので、そういったしっかりとした計画の中で議案は出していきます」と。そして、「その中のプロセスというものを考えております。最初にこの本議会中でも言ったかわかりませんが、病院内でまず基本的な検討を置いて、ある程度具体的な検討に入って、議会の皆さんに示せるっていうんですか、こういう方向で議会でも御審議をお願いしますっていうことが、また特別委員会の設置なりということも、順次手順を踏ん

で、病院の建築には進めてまいりたいと考えております」、こういうふうな御答弁をされてるんです。

こうなりますと、いきなりこのマスタープランというのは、これは計画ですよ、マスタープラン、基本計画。基本計画の前にもっとやらなければならない。だから、今言われたんは、むしろこれは委託というよりも調査費の形ならまだ理解しやすいんですが、拙速に過ぎるんじゃないかと、こう思うんですが、いかがですか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私は、このマスタープランという、策定委託というの、当然基本計画ということになるかと思うんですけども、そういう前段のものについての、皆さん、私も含めて部内で、病院と総務の間でいろいろと検討した結果、なかなかその案がまとまらないと、いろいろな面の資料的なもんが、確定したもんができてこないということで、そういった意味のその前段の調査資料っていうんですか、いろいろ、先ほども言いましたように、いろいろな総合的に整理して、どういう形の医療が必要であるとか、財政的な面ではどういうふうな形が病院、今後の経営についてやっていけるもんかというようなことを含めた、コンサルに委託しての今後の病院への対する見通しを資料化、集積していくということのコンサル料でございます。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） ここね、マスタープランですよ。それまでのことなら、これマスタープラン策定というふうになってますんで、それまでに、もちろん現場の病院もそうでしょう。あなたがおっしゃるように、検討委員会も立てて、この間議運でわかったんですが、うちの所管の委員会には何にもないということで。だから、議会も、当局も議会も、そして現場も、いろんな方のやっぱり衆知を集めるべきですよ。コンサルもいいですけども、コンサルもいいですけども、うちのやっぱり具体的なことについては、やっぱりきちとしたところで基本構想を練った上で、その上でコンサルならいいですけども、私はこれ拙速だと、こう思うんですが、いかがですか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議会の中で特別委員会設置も考えております。ただ今回は、まずはそれにこたえ得る資料を作成せんことには、委員会立ち上げていろいろ議論されたところで、こちらも答弁するような資料がなければ、当然それは機能しないということから、基本的な病院に対する資料の集積をコンサルをもってぐらいの、そのときには、この議会終われば、準備室みたいなものを立ち上げて、そのコンサルを使ったそういう資料の集積を求めて、調べていきたいと。その後に、私、9月ぐらいに、できたら議会にお願いして委員会設置して、その資料をもとにいろいろなことの議論を進めていただきたいと、そのように考えております。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） やっぱりここで、マスタープランで基本計画ですよ、何遍も言いますけど。それまでにやっておこなきゃならん、それまでに議会の所管の、厚生委員会になりますけ



ども、そこにもやっぱり報告し、進めていかならん。今特別委員会、触れましたけど、委員会つくるのは私のほうですから、当局でつくってもらうんじゃなしに、私のほう、議会のほうでつくるわけですから、あなたも10年やられましたからわかってると思うんですけども。

[町長寺本眞一君「だから、お願いします、お願いして……」と呼ぶ]

いや、最初あんたつくるって言った。だから、マスタープランもその後にはいかがですか。調査っていうならいいんですけども、マスタープラン策定ですから、そこに、言葉にこだわりますよ、私は。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 事務方のマスタープランという言葉の表現はどうだったんか知りませんが、私の趣旨と考えは、先ほど申しましたように、マスタープランつくる前の前段の資料の集積をコンサルと部局の中で練り合わせて、それを結果的に資料化したものを提示しながら、議会の皆さんにその審議をお願いしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 今の9番議員と町長との質疑応答を聞かせていただいたんですが、やはり40億円から60億円ぐらいかかるんやないかという予想の中で、我々の一般会計、特別会計合わせた1年の予算の半分ぐらいはこの事業費としてかかってくるんやないかというような、そういう大きな事業、そういう大きな事業に、やはり正しい手順でもって進んでいかないとそごが生じます、そごが。というのは、普通コンサルに委託するにしても、このマスタープランを委託するにしても、まず最初に、我々のこの地域の、この那智勝浦町の中でいろいろこのことについて、まずどうしても新しい病院は建設は必然性があるのかというところから一遍議論して、というのは、那智勝浦町の温泉病院の改築検討委員会というようなものもつって、まずそこで議論すると。そういう議論の集積の中で、どうしてもこりゃ新病院を、新しく改築して、病院を改築して新しくしなければならぬということであれば、そしたらその中の議論も含めてマスタープランをつくと、たたき台をつくと。それから、そのマスタープランをつくっても、それはそのまま実施計画になりませんので、それからきちっとした議論を組み立てて実施計画をつくと、これが正しい手順じゃないんですか。

ほんで、町長も、3月議会に、その検討委員会についても前向きな回答もあったと。それからもう3カ月もたつんですね。僕は、もう既にそういう内部的な準備は進んであるんかなと思っておったら、今聞いたら何にもしてないと。まず、この新病院建設推進費というのを、推進費でもってマスタープランをまずつくって、それから議論するんだと。逆やないんですか。やっぱり町民の声を聞かんと。大きな事業ですんで。だから、これは、今9番議員もおっしゃったように、拙速に過ぎると思うんです。

そして、やはりこの議会で発言したことについては、議員と違うんですから、あなた執行者やから、やはり責任持ってこうしていきますというんであればそういうふうにしていくと。そうじゃないと、こんな中で信頼関係なんか構築できませんよ。あなた言ったこと、次の議会に

なったら違ったらというようなことになったら、何のための議会かわかりませんよ。

だから、これはもう一つ仕切り直して、その構想をするんだったら、構想みたいな形にしたらどうですか。新聞報道にもあったように、もう町民は、町民の意見も聞かないままに、もう新しい病院建てるんやねと、こういうふうに私に尋ねてきますよ。そりゃ、町民の中にも、財政的なことも心配であって、病院反対という人もあるでしょう。そういう人も、きちっとした、老朽化だけでは説得できませんよ、きちっとした議論でもって説得していくと。そういう手順でいかないとうまくいきません、こういうことは。そう思います、町長の見解をひとつお聞かせ願いたい。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

長期総合計画の中の住民のアンケートの中でも、8割方町立温泉病院の存続は願ってるということもあります。そして、私も、公約の中で、町立病院の存続は公約で上げていたとおりでございます。よって、今の状況の中で、病院の関係者含めて、その建物、いろいろな施設の老朽化のことからいくと、このままでいくとなかなか維持はしにくいであろうということでありました。

そういう、検討委員会っていうんは、できれば3月からこっちの中でやってきたいところだったんですけども、部局内の中では、いろいろと議論の中で、そういうことはやっぱり資料を、我がらでも、我々の中で資料つくるよりも、コンサルなりを使って、いろいろな角度から分析した資料をもって、さらにそれをつくり上げるほうがえんじゃないかという結論が出まして、そういうことからコンサルを雇い、いろいろな計画性をその中で見出していくと。ただ、病院を建てるのが遅いか早いかっていうことは、本来なら長期総合計画の中でも、もう10年前から町立病院の建てかえとか、いろいろ方向性は出てあったと思うんですけども、具体的にはなかなかそれはできてきてなかったということで、私が就任して、そういう実態を、病院のことをいうと、いろいろな地域の今後の過疎化していったり、高齢化していった中で、病院ということはどれぐらいの実態として要るのか要らないのかということも、具体的に示せと言われてもなかなかできないので、そういった意味でコンサルを使いまして、いろんなことの資料を分析した結果を今後とも皆様のもとにお示ししながら諮っていきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） アンケートの結果、存続を望んでる方が80%以上おるという話ですね。そりゃ、この議場におる方も、こちらにおられる傍聴者の方も、あの温泉病院を閉めたらええわと、そんなことを考えている人はほとんどいないと思います。皆存続を願う。存続イコール新病院建設と違いますんで。あなたも存続を願っておった、けど12月に、1年ちょっと前の12月に、前も言ったように、病院は、全然そういう、新しく建てかえる必要ないて言ったんじゃないですか、当時の中村町長に。だから、そのときにも言ったでしょう。そういうふうに、老朽化というのは、当時からでも老朽化したたんですよ。そいでもってあなたもそういう見解でもって迫ったと。それを変えるんであれば、君子は豹変するというのは、そりゃいいこ

とですけど、いいことですよ、豹変したらあかんと行ってませんよ、いいことですけど、それであれば、豹変した理由をきちっと言わなきゃ、皆さんに。それは余計なことですけど。

だけど、新聞にも、マスタープランを作成委託するんやと。マスタープランというたら、先ほども議論にありましたように、基本計画ですよ。あなたも御存じのように、宇久井にデジタルセンターというのがありますね。あれは8億円から10億円ぐらいの予算で国がやったと思いますわ。あれでさえ、3年ぐらいのワークショップを経てああいう形になったんですよ。今度は国に、環境省の予算で8億円といたら、環境省の予算ではそんなに比率高くはないと思います。だけど、我々のところのこの那智勝浦町での40億円、50億円という予算は、そりゃ財政に占める割合が物すごい大きいと思いますよ。

医師の確保はどうすんな、診療体制どうすんなという中で、医療関係者が、また行政関係者、また一般の人の声も聞いて、そしてある程度の議論をした上でマスタープランをつくる、それをコンサルに渡してマスタープランをつくってもらいと、それが正しいやり方と違いますか。最初からマスタープランつくって、これをもとに議論せえ、それはおかしいと思いますよ。その新病院建設の是非も含めて、町民の皆さん方のお声を行政に反映するということでしたんで、そういうふうにしたほうが、正しい手段でもって正しい工程表でもってやったほうが皆さんに理解してもらいやすいと思いますよ。この点についてどうですか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私も、建てかえは必要ないという見解は以前には持ってました。就任直後、大雨降ったときに病院を訪問したときに、長靴で入らんなんていうぐらいの雨漏りが激しかったと。そりゃスポーツ温泉医学研究所の部屋だったんですけども。そういうことから、院長もいろいろ、この建物ではやっていけませんねということをお聞きされて、そういう面では、やはり建てかえをどうするんですかと。そして、医師の確保も始まって、今町立温泉病院は62歳以上の方が6名がおりまして、その人らが定年退官していくまでの間にどういう方策でやっていくかということを検討、いろいろ病院長先生とも話ししましたけれども、そういった中で、新病院建設していくほうが、そういう確保から始まって、いろいろ手だてはしやすいだろうという御意見も伺いました。そして、和医大の新学長になって、あいさつに上がりまして、医師のいろいろな協力体制っていうことをお願い申し上げました。そういった中でも、和医大のほうでも、3年後には地域の配分する卒業生っていうんですか、地域での枠の医学生が卒業する時期になると。そういった意味で、ある程度の医師の派遣も可能になるんじゃないかと。ただ、そういったところで、仕事ですか、研修しやすいっていうんですか、そういうようなものも含めて検討をお願いしたいですねということも私も新学長のほうから言われました。

そういう中で、この建物っていうのは、逆算していくと、25年ぐらいまでっていうことをしなくては、もう当然その町立温泉病院の存続ということになるとなかなか難しいんじゃないかと。やめること自体は、皆さんが同意してくれれば、そりゃそうかもわかりませんが、存続するというのは町民の総意の、ほとんどの人の願いだったと思うんです。

そういった中で、マスタープランっていうよりも、その前段のそういういろいろな診療、将

来はこの病院はどういうふうな形がいいのかっていう参考になるようなもの、基本的な骨組みだけは、病院のほうもそういう検討はされておりますけど、具体的にそういうことを皆様にいるいろと示す場合には、文章化したような、そういうことを、裏づけのある資料としてコンサルでやはりお願いして、立ち上げる準備室みたいなものについても、専従を置くよりも、1人ぐらいは専従に置いて、いろいろなそのコンサルの調整をやって、そういう資料ができ上がったときに、皆さんにお願いして、9月までにはそういう資料をつくり上げて、議会の皆さんに、立てるといふあれじゃなくて、起債の償還から始まってこういう計画になりますとか、いろいろな、診療科目はこういう形のほうがええんじゃないかという、サテライト的な医療センターがここにありますので、うちはうちの独自の病院形態とかそういうものを、参考としてそういうコンサルにお願いして実施していきたいと。そういう意味で、この3カ月の期間、突然じゃなくて、そういう3カ月の期間で、本来なら、6番議員言われますように、3月、私が話し出したときから、部局のほうでそういうことは進んでなかったらいけなかったとこなんですけれども、いろいろ私も、部局と相談しながら進めていく中で、当然こういうことはコンサルのほうのが的確に把握してくれるだろうということになりました。だから、そういう意味で今回、唐突というよりも、そういう意味でコンサルを導入して資料づくりをしていくというふうに、それからいろいろな議会への、議会の特別委員会を設置していただいて、その答弁、受け答えがスムーズにいくような形をとっていききたいと、そのように考えてこの予算の計上をしました。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） いや、それは、僕はちょっと違うんじゃないかと言うてんですよ。やはりマスタープランをつくるためには、十分この検討委員会なり、改築検討委員会なりで十分議論して、その議論をもとにコンサルが、それでもってコンサルがそれを言葉とか、そしてそのいろんなものにあらわすんでしょ、設計図まではいかなくても、図にあらわしたりするんでしょ。何の議論もないのに、そんなもんつくれませんよ、コンサルでも。

そりゃ那智勝浦町是那智勝浦町なりの、今言うサテライトという話も出ましたが、そういうことも含めて、いやいや、そうやなしに、新宮の医療センターと同じぐらいの医療体制でもってやりたいという人もあるでしょうよ。サテライトじゃ嫌だという人もおるかもわかりませんよ。そういうことも含めて、いろんな方に集まってもらって、医療関係者も含めて、そして議論すると。そこで出てきた議論、結論は出ないと思いますけど、その議論を網羅した中でマスタープランをつくると。これが本来、どこでもそういうふうにはやっていますよ。

この間、我々厚生常任委員会で綾部市立病院の視察に行きました。あそこは、全国まれに見る経営の健全化、健全な経営をしている病院ですね、自治体病院でありながら。自治体病院というのはほとんど皆赤字ですね。そういう中でも健全な経営をしているということで、総務大臣表彰も2回も受けたというような話もお聞きしましたが、そこもやはり検討委員会をつくって、そして今私の言ったような手順でもって建設にこぎつけたと。そこは、公設、綾部市がつくったんでありますが、だけど医療公社は、綾部市が医療公社つくって公社経営してると。だ

から、その職員は皆団体職員。そこらあたしも含めて、議論をした中でマスタープランをつくると。それが正しい手順やないですか。

あなた、この町政報告で、もうここへ、こっちはマスタープランで書いていて、こっちは基本構想というておっしゃってますね。そういうふうに言を変えられると困るんです、我々も。マスタープランというて書いた以上はマスタープランですよ、基本計画ですよ。幾ら言を左右してもだめですよ、こりゃ予算書に書いてあるんですから。ここらからしてどうですか。

〔「議長、休憩、休憩して」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 待ってください。

〔「休憩してください」「休憩」と呼ぶ者あり〕

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時55分 休憩

16時06分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） いろいろと貴重な時間費やしまして申しわけございませんでした。

6番議員言うように、確かに手順としてそういうこともあるかと思うんですけども、私のあくまでもマスタープラン策定という、マスタープランというのは、基本構想とかそういう意味の意味合いで事務方がつくったというふうに解釈しております。そして、そういった中で、基本的には計画上そういうのが難しいっていうんですか、そういうことであれば、会期末にまた調査費として、また別計上のものを上げて、これはこれで通していただいという、いつでもコンサルを使えるような形にしてくださいという、会期末にこれに対する調査費というような形の予算を計上をして、いろいろな協議をできるような場をつくっていきなと、そのように思いますけど。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） ここで、会期末の追加議案については執行部が考えることですので、ここではそのことについては、議案として出てないんで、そのことについては言及しませんけど、この病院建設について広く町民の皆さんの意見も聞く、そしてまた医療関係者、あるいは議会の特別委員会が設置されるだろうとは思いますが、その議論も聞くという、そういう中で、こういうコンサル使うんかどうかは知りませんが、後、それはファシリテーターみたいな人をきちんとお願いして、その人に議論をリードしてもらいたい。そういう中で、お急ぎであるんなら、のんびりだらりと議論するのではなくて、お急ぎであるんならば、そういうふうな形に持っていければいいと思います。これは意見でございます。

それでは、ちょっと議長に、今町長が言われたことも踏まえて、休憩をとってもらって、私なりの手続もしてみたいと思いますので、よろしく取り計らいお願いいたしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番引地君。

○10番（引地稔治君） 濟いません、ちょっと確かめで聞きたいんですけど、この新病院建設のマスタープラン策定の委託、このマスタープランとは全体の基本となる計画、また計画とは、そのことを行うに当たり、その方法や手順などを改めて考えること。ということは、この委託料というのは、町長、那智勝浦町にとって、那智勝浦町の病院を運営するに当たって、どういう診療科が必要、また病院の病棟の数、ほんでその経営の構成、僕一般質問でも言うんですけど、非公務員化にするとか、そういう今の那智勝浦町に合った、財政にも大きく痛みを押しつけないような、そういう、この那智勝浦町に合った病院すべて、経営構成、ほんで病棟、診療、そういうことを、どのような病院がいいかということそのコンサルに諮るということで、そういうふうに認識してよろしいですか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

それも含めてなんですけれども、実施計画っていうところの前段の、総合的な病院に建設着手する前のいろいろな資料の集積とか、それからいろいろの協議の内容をそのコンサルにまとめてもらうということをお前提に考えておるといことで、それはあくまでもそういう、病院の中は病院でそういうようなことを提案されたのをコンサルにかけて、こういう形をつくるというような形は、構想としてつくっていききたいという、そういう考え方でおるわけです。あくまでも実施計画とは違うんで、基本的には、本当にその前段の、今まで足踏みしてできなかったことをこの段階でやっていきたい。ただそういうとこで、マスタープランっていうのは、議員おっしゃられたような意味合いで、当局も、事務方もそういう書き方したんだと思うんです。そういう意味では、やはり実施計画じゃなくて、そういう基本的な資料の集積っていうことを念頭にやっていくと。そのことが、マスタープランの委託料ということになると、イコールコンサルやないかということになれば、この会期末にでも調査費を計上して、いろいろなことの議論をできる場を予算化してやっていきたい。そういうことも含めてこの中でやっていけるとは思ったんですけども、なかなかそういう項目が理解できないって、言うたらしてもらえないのであれば、そういう形をとって、前に歩を、病院建設へ前に歩を進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（森本昇夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） このコンサルの当然見解ちゅうのは、1カ月、2カ月かかってくると思うんですけど、すべてそのコンサルの意見を聞くんじゃないに、当然ここでみんなで議論して、こういう、あくまでもその青写真として、病院の経営から何もかもに対する青写真ということで認識してよろしいですか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そういうことなんで、病院事務長のほうから、コンサルでどういうふうな形っていうのを、コンサルに諮る目安の項目をちょっと病院の事務長のほうから報告させます。

○議長（森本昇夫君） 病院事務長西田君。

○病院事務長（西田秀也君） 病院といたしまして町長にお願いしているのは、全体としての、町全体としての医療、福祉行政、そして保健医療計画等に基づいて、那智勝浦町全体の医療を教えてください、そしてその中で病院としてはどのような位置づけでこれからいったらいいんでしょうかということをお願いしています。だから、町長がけさの報告で言われたこと、基本構想、それを立ててくださいとお願いしています。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） その町立病院の問題ちゅうのは、那智勝浦町にとってとても重要な大きな問題でありますし、これからいろいろ議論する中に至っても、当然ある程度の青写真になるようなものが当然僕らでも欲しいんですけど、そういう、すべてそのコンサルの意見をすべてうのみにすることやないと。ただあくまでも参考資料としてこのコンサルに委託するという委託料350万円と、そのように認識して、もう一度だけ、それでよろしいんですか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それで、そのとおりなんですけども、今事務長も言いましたように、私の基本構想っていうのは、どういうところにあるかって、微に入り細に入りっていうことはなかなか私もできません。そういった中で、建設実施計画に移る前の我がの方向性っていうのはやっぱりコンサルで考えて、しっかり答え出しといてもらたものを、それをもってみんなに議論してもらわなったら、病院も建設しにくいんじゃないかと。

ただ、病院のほうとしては、あくまでも全体の町の福祉計画から、保健計画から始まった中の病院はどういう役目をしていくかということは、病院としてはいろいろな面の、これから特化するんか、そういう病院というのは、病院方のスタッフでいろいろな議論は今もされているところなんです。そういった構想っていうものをあくまでもつくり上げていったのを、別にそれを押しつけるとか、それで実施するとかっていうわけじゃないんです。ただ参考になって、みんなに議論をしてもらおうための資料をコンサルでまとめ上げていくと。ただそれが、この言葉のマスタープランということが、私の解釈は、10番議員と同じような解釈の中で考えていたわけでございます。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 2点お伺いいたします。

まず、今議論されております新病院建設マスタープラン策定委託料につきまして確認させていただきたいと思います。

私もこれまで、町立病院の関係される先生方や他の病院で視察などでいろんな勉強させていただく中で、医師や看護師の持続的な確保を目指すには、施設整備による病院環境づくりというのは非常に重要なポイントであるというふうに認識しておりますが、今回のこのコンサルに委託されるというこの事業について、現場の院長先生初めとする先生方は承知されているのか

どうかという点を確認をさせていただきたいと思います。

もう一点、7ページ、道の駅「なち」に関する点で伺います。

これは、観光施設整備事業として県から補助をいただいておりますが、施設のレイアウトとか内容等について、当町の観光産業課の意見はヒアリングされて、しっかりとこれらに反映されているのかどうかという点についてお伺いいたします。

○議長（森本昇夫君） 病院事務長西田君。

○病院事務長（西田秀也君） お答えします。

院長は、全体の基本構想の中の一部の病院ということで認識しています。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） お答えいたします。

道の駅「なち」につきましては、できました管理については観光産業課の管理になりますので、常に連絡をとりながらやっております。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 14番議員の病院との関係の問題ですけれども、院長とも何回かお話しした中で、町長としての基本構想をまとめて、その中で病院の運営とか、いろいろな面の、その診療科とかということも、私の構想を立ててくれというようなことの中で、病院は病院として、その全体のいろいろな枠の中の病院を建設していく方法で私らも努力しますということは言われておりました。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） まず、マスタープランの関係でございますが、きょう朝町長からの町政報告の中でも書かれておりますとおり、医療・福祉、人口動態等あらゆる角度から資料収集と、それを町民の皆様にお示ししたいということでございます。先ほど10番議員の答弁の中にも、実施計画ではなく、これは基本計画であるという旨の御説明をいただいております。なぜここで、この予算書の中にマスタープランという表現が出てきているのかは私は承知いたしません。趣旨としては基本構想であるということは、この町長の報告の中にも書かれてあるということと、これまでの御説明を私なりに理解させていただきたいと思います。

道の駅の関係でございますが、この配付いただいております資料を見ますと、今の駅の隣を改造されるというふうに理解しております。このライブ映像を放映するという、ちょっと黒目に塗られている、網かけされている部分が、隣の今の交流センターから入っていった入り口のところに配置されてるように見られます。この試写室が施設の入り口の目の前にあって、お客様の動線の妨げにならないかなと少し懸念するわけなんです。この試写室、名称わかりませんが、ライブ映像を見るところと壁とのすき間が多分1メートル少々しかないと思われまして、この点、人の流れでありますとかリスク管理上の問題は残っていないのかどうか、それからこれを個室にする必要性、個室というふうに、これ見る限り思われるんですが、その必要性は何なのか、壁がけにすることができないのだろうかというあたりをまずお伺いしたいの



と、今後こちらのレイアウトの模様がえの利便性というものはどうなのかということをお伺いします。

○議長（森本昇夫君） 総務課副課長城本君。

○総務課副課長（城本和男君） 今回提出させていただいてます道の駅の予算なんですけども、このレイアウト図が資料のほうにあります。レイアウト等の中で動線がどうかということなんですけども、この展示に関係しましては、こういう専門の業者でないとこういう動線なんかも含めて、そういうところに委託しないと、なかなかこういう知識がありませんもんですから。この業者といたしますのは、本宮の世界遺産のセンターあるんですけども、そちらと同じような、そこを設計してやったところに委託をしております。動線等は問題ないかと思っております。

以上です。

それと、ちょっと暗くないかということなんですけども、この映像を見せるために、ちょっと暗いような形にしております、設計がされてるということです。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） よろしいですか。暗くないかということをお伺いしたわけなんです。先ほど言いましたように、ここの横の通路、壁との通路が恐らく1メートル20センチ程度になっちゃうんじゃないかなと思いますんで、その点の人の流れや有事の際のリスク管理上問題はないのかどうかという点をお伺いしたかったんです。

それと、当然今回のこの施設整備を契機に、いろんな熊野エリアの広域的な情報発信を期待しておるところなんですけども、県とか市町村の行政枠を超えたその情報発信力についてはどれほどのものになるのかというのがここを見る限りじゃわかりません。その隣の、今の交流センターの1階にどういうデザインが計画されているのかという全体のランドデザインが今のところ見えておりませんので、できるだけ早い機会にそのあたりお示しいただければなど。期待するところは、町内のさまざまな名所でありますとか、宿泊施設、お食事どころなどの地域に密着した情報発信を積極的にできるということと、当然那智勝浦町だけではなくて、三重県側や本宮や、熊野エリア広域での情報発信力を積極的にこの場所につくっていただきたいなというところ、期待いたしております。もう一度御答弁お願いします。

○議長（森本昇夫君） 総務課副課長城本君。

○総務課副課長（城本和男君） 動線のお話なんですけども、展示用のレイアウトもありまして、どうしても区切りが必要となってまいります。そのライブ映像ということで、一応こういうふうな区切りの形をとらせていただいております。

それから、動線の中で、安全上問題はないかということなんですけども、消防法上は特に問題ないということで確認をしております。念のために、もう一度また業者のほうともお話ししてみたいと思います。

それから、情報発信ということと、早くその全体像を示してほしいということなんですけども、道の駅の事業は、国交省との関連もありまして、なかなか町と国交省との全体の図面というのがなかなかできてないんですけども、これからできるだけ早期にそのような図面も出させていたいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 時間延長を行います。

[16時29分・時間延長]

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

12番東君。

○12番（東 信介君） 先ほど6番議員さんが最後に言われたことについて、ちょっと議長がどのように計らうのか、ちょっと議長の意見をお聞きしたいんですけど。

○議長（森本昇夫君） お尋ねの件でございますけれども、質疑が終結次第諮ります。

あと、質疑を受けたいと思います。ありましたら質疑お願いします。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時31分 休憩

17時22分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

本件について、湊谷幸三君外1名から、お手元に配付いたしました修正の動議が提出されています。したがって、これを本件とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 提案理由の説明をいたします。

皆さん、お手元に配付された議案第37号平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議を私と太田君でもって提出させていただきます。

上記の動議は、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

この修正案ですが、先ほど来より質疑の中にありましたように、歳出の総務費、項1総務管理費、目12の新病院建設推進費というのを目ごと全部削除するという案でございます。

このことについては、町長もいろいろ答弁の中で述べられておりましたが、新病院建設マスタープラン策定業務委託というのは、そりゃ幾ら調査費みたいな、そういうふうな性格のもの

だと言ったとしても、言葉ではこう書いてある。そしてまた、担当委員会も、私もその担当の厚生常任委員会に所属しておりますが、このことについても、新病院建設については一回も報告もないと。そしてまた、3月議会においても、今年度の第1回定例会においても、町長は検討委員会も設置してひとつ議論を進めていくと、そうおっしゃっておったにもかかわらず、何にもない中でこのマスタープラン策定委託というのが出てきた。拙速に過ぎると私は思っております。やはり、こういう大きな問題は、順序を踏んで、議論を積み重ねて、よりよいプランをつくっていくというのが、これは筋だと思しますので、まだ拙速ということで、この目12の新病院建設推進費354万3,000円を削除し、歳入歳出66億4,952万7,000円を提案いたしたいと思っております。

議員の皆さんには、この議会というものをよく考えていただき、御同意、御可決いただきますようお願い申し上げます。私の提案理由とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 修正案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。修正案が提出されていますので、討論の方法について説明します。

まず、原案賛成の討論を行い、次に原案と修正案に反対の討論を行います。再度原案賛成者の討論を行い、続いて修正案賛成の討論を行います。

再度申し上げます。まず、原案賛成の討論を行い、次に原案と修正案に反対の討論を行います。再度原案賛成の討論を行い、続いて修正案賛成の討論を行います。

それでは、討論を行います。

原案に賛成の討論はありませんか。

13番田中君。

○13番（田中 植君） 私、原案に賛成ということで、一言討論をさせていただきます。

実は私は、この新病院建設マスタープラン策定委託ということで、マスタープランというようなことになってくると大変なことやなというふうに最初は思っておりました。しかし、皆さんの質疑の中で、また町長の答弁の中で、このマスタープランというより、いわゆるマスタープランに至るまでの資料づくりというふうな説明でございました。私は、スムーズにこの事業を展開するにおいて、やはりそういうものが1つ確立されることによって、病院の建設に向かってスムーズに流れるんやないかなというふうな、町長の答弁で考えましたので、この件については原案について賛成させていただきたいと、こう思います。

○議長（森本昇夫君） 次に、原案と修正案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） ないようですので、次に原案に賛成者の討論はありませんか。

10番引地君。

○10番（引地稔治君） 私も、先ほどの質疑の中で、あくまでもこの病院というのは那智勝浦町にとって大きな問題であり、失敗してはならない事業だと思ってます。それには、当然ある程度のたたき台となる、判断する資料と、そういうものとこの委託料は判断します。そのように説明を受けましたので、この原案に対して賛成いたします。皆さん、賛同をお願いします。

○議長（森本昇夫君） 次に、修正案に賛成の討論ありませんか。

9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） この件につきまして最初質疑したものでございます。質疑は3回ですけども、4回やらせていただきました。その中で、納得するものではございません。マスタープランはあくまでも基本計画と、私はそのように理解しております、これは言葉のすりかえではないか。マスタープランではありますけれども、それに至るまでの資料を集めるならば、調査費として計上すべきであります。

民主主義は手続が大切であります。そのプロセス、プロセスを大事にしながら、衆知を集めるというのが大事だと、このように考えております。

また、議会に対しましても、所管の委員会がありますので、そこにもやはり、今まで3月定例もあつたわけでございますので、そこでもやっぱり、そのような提案であっても、あるいはまた報告であっても、なされてしかるべきと。議会軽視と私は考えておりますので、修正案に賛成でございます。

○議長（森本昇夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

これから議案第37号について採決を行います。

まず、本件に対する湊谷幸三君外1名から提出されました修正案について、起立によって採決をします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森本昇夫君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森本昇夫君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

〔「幾ら言つたて、傍聴人のあれ制止してください」と呼ぶ者あり〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第38号 平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（森本昇夫君） 日程第18、議案第38号平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長田原君。

○水道課長（田原忠幸君） 議案第38号平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,023万3,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。款4繰越金、目1繰越金、補正額1,680万円を増額いたしまして、計3,752万4,000円とするものでございます。

次、7ページの歳出でございます。

款1総務費、目1一般管理費、補正額1,680万円を増額いたしまして、計1億768万円とするものであります。節11需用費588万円につきましては、現在膜ろ過装置が4系列で20本設置しております。今回1系列分5本を購入いたしまして非常時に備え、安定供給を図るものでございます。節13委託料1,092万円は、膜モジュール20本分を2回、計40本の薬品洗浄作業を行うものでございます。

宇久井浄水場につきましては、平成21年8月から試運転に入り、9月から稼働を開始しておりましたが、10月7日に台風18号が通過いたしました。それにより浄水場上流の、300メートル上流の右岸の山林が風倒木により表面が崩落し、泥水が河川に流入し、取水井戸に影響を与えたものでございます。その後も、山林の崩壊表面が安定せず、雨が降るたびに川が濁る状態が続いております。

今回の補正をお願いして、水道水の安定供給を図りたく、お願いするものでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第38号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（森本昇夫君） 日程第19、議案第39号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 議案第39号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、那智勝浦町大字下里1741番地21、氏名、的場俊雄、生年月日、昭和24年9月15日、60歳でございます。

固定資産評価審査委員会の現委員の申文武氏の任期が平成22年6月23日をもって満了いたします。後任といたしまして的場俊雄氏をお願いするものでございます。

的場氏は、昭和43年4月に国税庁大阪国税局に奉職され、国税審判官、税務署長等を歴任後、平成21年7月に退職され、その後大阪西区で税理士事務所を開業されております。今回御同意をいただければ、任期は平成22年6月24日から平成25年6月23日までの3カ年でございます。

御同意のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第39号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

17時42分 散会